

第百六十九回国会 衆議院 文部科学委員会 會議録 第十一号

平成二十年五月二十三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 佐藤 茂樹君

理事 伊藤信太郎君 理事 小淵 優子君

理事 塩谷 立君 理事 鈴木 淳司君

理事 渡辺 具能君 理事 小宮山洋子君

理事 牧 義夫君 理事 富田 茂之君

理事 阿部 俊子君 理事 井脇ノブ子君

理事 石原 宏高君 理事 江崎 鐵磨君

理事 小川 友一君 理事 岡下 信子君

理事 加藤 紘一君 理事 亀岡 偉民君

理事 佐藤 鍊君 理事 鈴木 恒夫君

理事 田中 良生君 理事 中森ふくよ君

理事 永岡 桂子君 理事 原田 令嗣君

理事 平岡 洋君 理事 福田 峰之君

理事 藤井 勇治君 理事 保坂 武君

理事 馬渡 龍治君 理事 松野 博一君

理事 山本ともひろ君 理事 田島 一成君

理事 高井 美穂君 理事 寺田 学君

理事 土肥 隆一君 理事 藤村 修君

理事 松本 大輔君 理事 山口 壯君

理事 笠 浩史君 理事 和田 隆志君

理事 西 博義君 理事 石井 郁子君

理事 日森 文尋君

文部科学大臣 渡海紀三朗君

文部科学大臣政務官 原田 令嗣君

文部科学大臣政務官 保坂 武君

政府参考人 (文部科学省生涯学習政策局長) 加茂川幸夫君

参考人 (慶應義塾大学文学部教授) 糸賀 雅児君

参考人 (日本女子大学人間社会学部教授) 田中 雅文君

参考人 (社会教育推進全国協議会委員長) 長澤 成次君  
(千葉大学教育学部教授) 文部科学委員会専門員 佐久間和夫君

委員の異動  
五月二十三日

辞任

飯島 夕雁君

近藤 基彦君

藤田 幹雄君

二田 孝治君

松本 大輔君

同日

辞任

石原 宏高君

亀岡 偉民君

永岡 桂子君

藤井 勇治君

寺田 学君

同日

辞任

田中 良生君

同日

補欠選任

飯島 夕雁君

同日

補欠選任

近藤 基彦君

藤田 幹雄君

田中 良生君

二田 孝治君

松本 大輔君

同日

本日

本日

本日

本日

本日

本日

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、社会教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、慶應義塾大学文学部教授糸賀雅児君、日本女子大学人間社会学部教授田中雅文君及び社会教育推進全国協議会委員長・千葉大学教育学部教授長澤成次君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十分以内で御意見を述べただき、その後、委員からの質疑に對してお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。

また、参考人から委員に對して質疑をすることはできませんことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず糸賀参考人をお願いいたします。

○糸賀参考人 おはようございます。慶應大学の糸賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、社会教育法等の一部を改正する法律案について意見を述べさせていただきます。お手元に資料を配らせていただきました。それをらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

法改正だというふうに考えます。

私は、きょう、大きく前半でこの改正案に対する期待というのを申し上げ、後半で残された課題を幾つか指摘したいというふうに考えております。

まず初めに、この改正案への期待でありますけれども、社会教育を通じた情報化の進展への対応がこれによって促進され、国民の情報リテラシーの向上につながると思われます。

具体的には、改正社会教育法第五条第十号に、教育委員会事務に情報化の進展への対応が盛り込まれました。また、改正図書館法第三条第一号に、図書館資料として電磁的記録を収集し、提供するものが書き加えられました。さらに言えば、改正博物館法の第二条第三項におきましても、博物館資料としての電磁的記録が取り上げられております。こういったことは、それぞれの施設におきまして情報化の進展を促すことが予想されますし、特に図書館に關しましては、地域の情報拠点として、各種データベースの導入や図書館のハイブリッド化の促進が期待されます。

次に、大学養成課程と研修機会の充実により、司書及び学芸員の資質が向上することが期待されます。

具体的には、改正図書館法第五条第一号によりまして、大学での科目履修が明示されました。及び、同じ法律の第七条で、国と都道府県による司書、司書補の研修の努力義務が規定されております。同じく改正博物館法第七条におきましても、国と都道府県による学芸員及び学芸員補の研修の努力義務が規定されております。こういったことによりまして、図書館や博物館への高度化、多様化する学習ニーズに對し、より適切に対応することができるようになるものと思われまます。

こうした意味で、私は、この法案の速やかな成

立を期待するものであります。  
しかしながら、これですべてが解決するというわけではありません。私は、図書館の政策を中心として、幾つか今後の課題を指摘したいと思ひます。

まず初めに、図書館振興に向けた社会教育関係予算の一層の拡充が必要であります。

具体的に申し上げますと、図書館の利用度は非常に高い。抜群に高いと申し上げても過言ではありません。具体的には、二枚目にあります表をごらんいただきたいと思ひます。

この表は、生涯学習施設等の利用状況を全国から抽出して調査したものでございます。平成十七年度に文部科学省の委託調査で実施されたもので、これを御覧いただきますとわかるかとおり、図書館がほかの生涯学習施設の中でも群を抜いて高い利用率を示しております。具体的には、過去一年間に四三・二％の人が図書館を使っている。続いて博物館・美術館が二一・二％、公民館が一・九・二％と続いておりますが、図書館は博物館・美術館の倍の利用状況を示しております。ただ、残念ながら、このグラフの一番右側に「いずれも利用しなかった」という方が三五・五％いることが示されておりますが、それにしましても、図書館が各種の生涯学習施設の中で利用度が高いということがこれでわかります。

この下の方には、具体的に、性別あるいは年代別、職業別、地域別の利用状況も示されております。

中でも私が注目したいのは、年代別の中の、団塊世代の利用状況であります。団塊世代の利用状況を見ますと、図書館がやはり極めて高いことがわかります。十代の学生が多いことも多いですが、そのほかの中では、実は団塊世代が一番図書館をよく使っているということが示されております。ちなみに、一番右側の「いずれも利用しなかった」では、逆に団塊の世代は一番低い数字、二八・四％となっております。

一枚目に戻りますが、そういう意味では、これ

からの日本の高齢化社会のあり方を考えたときに、図書館の整備充実ということは一層求められることになりま。

具体的には、例えば、東京の八王子市立図書館は、千人塾と申しまして、団塊世代を中心にした図書館による調べ学習というのを進めております。あるいは、長野県上田市立図書館は、団塊世代の仕事録といまして、これまで団塊世代がしてきた仕事についての自分の記録をまとめるというふうなことを図書館活動を通じてやっております。

さらに、図書館数が絶対的に足りないことについては、三枚目の第二表をごらんいただきたいと思ひます。

第二表は、G7各国における図書館の整備状況を示したものでございます。洞爺湖サミットを前にして、G7の中でも、実は、日本の場合、図書館がほかの国に比べて極めて少ない、貧弱な整備状況だということがこれでわかっていただけたかと思ひます。

十万人当たりの図書館数で見ても、日本はイギリスの三分の一程度。G7ではあります。フィンランドは御承知のように、OECDの学習到達度調査でも世界でトップ水準にございます。ここでは公立図書館の整備が大変行き届いている、これも学力の向上に結びついたというふうにフィンランドの教育次官も発言しております。

ちなみに、日本の場合には、まだまだ図書館が整備されていない自治体も多々ございます。そこに挙げましたように、町村部を考えると、まだ四八％の町村には図書館が整備されておられません。このあたりについては、中教審の答申の中でも具体的に指摘があります。

それから、資料費にしましては、同じ三枚目の第一図をごらんいただきたいと思ひます。

これは公立図書館資料費の経年変化を示したものでございます。棒グラフが図書館の数です。図

書館の数は年々ふえておりますが、一館当たりの図書館資料費は、逆に減少してきております。これは、各自自治体での取り組みがなかなか行き届いていないために、図書館は整備されたんだけど、肝心なための図書館の資料が十分確保できていないということを示しております。

地方交付税の中にこういった図書館の資料費も積算されておりますので、それがそれぞれの自治体において適切に措置されるということが必要だろうと思ひます。このあたりは、学校図書館において同じような措置があったんですが、実際に学校図書館で資料は十分購入されていないというのと同じような状況があることを示しております。それから、今後の課題といたしまして、二番目に、司書の採用、配置の促進ということが挙げられます。

専任の司書の配置というものは、残念ながら減っております。司書資格を持って図書館長を務めている方は全国の図書館の二割にすぎません。せっかく今回の法改正によつて司書の養成と研修のあり方が充実いたしましたも、司書がその図書館で働いていないのではその意義も失われかねない、そういう懸念がございます。

また、司書が配置されていないために、図書館サービスの地域間格差が拡大する傾向にもあります。司書の配置状況は、全国の図書館の中で平均をとりますと五一・一％、半分を少し超えた程度にしか司書資格を持った職員が配置されておられません。しかし、これを都道府県別に見ますと、例えば高い水準にある滋賀県では、八一％が司書資格を持って図書館に勤務しております。しかしながら、逆に、青森県は、残念ながら三〇％しか司書資格を持った方がおりません。倍以上、三倍近い開きがあるということになります。

最後に、司書養成における大学院課程への重点移行ということを申し上げたいと思ひます。

欧米におきまして、司書、ライブラリアンや、学芸員、キュレーターは、大学院での養成が主流になっております。これは、委員の先生方皆さ

んよく御存じだろうと思ひます。ちなみに、イギリスとかアメリカでは大学院の修士号を持つのが基本であります。アジアを見ましても、お隣の韓国では、図書館法に基づいて、原則として、一級の正司書、これが図書館長を務めるわけですが、これは大学院の修士以上であるということが規定されております。

ちなみに、私も慶応義塾大学大学院で、現職の司書を対象にいたしました夜間の大学院コースを五年前に設けました。これは、実際に図書館に勤めているながら、夜間と土曜日に大学に通ってまいりまして大学院の授業に出席し、修士論文を書いて修士号を取得する、こういうプログラムであります。これに毎年十人前後の大学院生が入ってきておまして、既に五十人近い現職の図書館員の方が修士号を取っております。そういう意味では社会的なニーズも高いだけに、今回の法改正を一つの手がかりに、ぜひ、欧米のライブラリアンに匹敵するよう、大学院での養成を中心にした体制に移行していく必要があるだろうと思ひます。

最後に、実は、アメリカの上院議員、ウェンデル・フォードさんの言葉を紹介して私の発表を終わらせていただきたいんですが、ここに実は、アメリカの図書館協会のボスターを私は持つてまいりました。ここに、一九九八年ですからちょうど十年ほど前、アメリカのケンタッキー州選出の上院議員でウェンデル・フォードさんという方が図書館の年次大会であいつ、スピーチをされました。そのときの言葉にこういうものがございます。「イフ イン フォーメーション カレンシー オブ デモクラシー、ゼン ライブラリーズ アー イッツ バンクス」つまり、「イフ イン フォーメーション カレンシー オブ デモクラシー」情報報が民主主義社会の通貨であれば、図書館はその銀行であるというわけです。

つまり、民主主義社会は、情報が円滑に流通し必要な情報が入って初めて成り立つものである。民主主義社会で多くの国民は必要な情報

に基づいて判断をする。それによって国民の自律が促されるわけです。その場合、図書館はそうした情報を集めて必要な人に提供していく銀行だというわけであり、アメリカの上院議員さんがこういう大変適切な比喻に基づいて図書館の社会的意義を示していただいているということで、御紹介させていただきます。

ただし、一つだけ図書館と銀行で違う点がございいます。図書館は銀行と違って貸し渋りはしません。

そういったこともぜひお含みの上、これからの国会審議で社会教育法並びに図書館の政策について御審議いただきたいと思ひます。

どうも失礼いたしました。(拍手)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、田中参考人をお願いいたします。

○田中参考人 おはようございます。日本女子大学の田中と申します。よろしく申し上げます。私は、自分の専門の關係から、社会教育法を中心に意見を述べさせていただきますと思ひます。お手元に私の資料がございいます。この一枚目をごらんになりながらお聞きいただくとありがたいと思ひます。

初めに、総論なんです、社会教育の現代的な意義というのを三つの側面から確認させていただきますと思ひます。

一つは、現代における公共の創造というものでございいます。

よく言われますように、もう行政が中心となって公共を運営していくという時代は終わりました、地域の中の各セクター、機関、団体、人材が協働しないしは、英語で言うところのコーポレーションをとりながら生み出していくことが必要だと言われている。しかし、往々にして、異なるセクター間が、個々の利害であったり、文化の違いであったり、それから価値観の違いであったりということであつたり、それが多々ございいます。その壁を乗り越えるためには、これが必ず学習が必要になるわけです。例えばワークシヨップ

で議論しながら価値観を練り上げていくのであるとか、それから特定の知識を共通に得るために研修を開くとか、セミナーを開くとか、あるいはフォーラムを開いていくとか、そういうさまざまな学習プログラムが、現代の公共を生み出すための協働システムには必ずついて回るわけです。

こういった学習プログラムは、地域の中で地道に社会教育の世界で積み上げてきたノウハウがございいます。したがって、これからの地域社会における公共を生み出すために、社会教育のノウハウは、これまでは地道にやってきましたが、これをさらにブラッシュアップさせながら有効に活用していくということが求められていると感じております。

二番目には、ソーシャルキャピタルの蓄積ということでございます。

これもよく言われるように、現代の人々が孤立して、新しい形の信頼とか互酬性に基づくネットワーク、人々のつながりが必要だと言われている。実は、社会教育の世界では、グループ、サークル、それからスポーツ、レクリエーション、さらには現代的な課題を学習するためのワークシヨップといったさまざまなことによりまして、地域の人々のつながりがいろいろな形で生み出されてきております。これこそ、これからの地域社会の中のソフトなインフラとして非常に有効に活用していくものと考えております。したがって、さらに社会教育におけるソーシャルキャピタルの蓄積ということが大きな課題となつてきていると思ひます。

三番目には、次世代の育成と地域教育のかなめということでございます。

地域共同体の崩壊に伴ひまして、自生的な教育のシステムがやはり壊れてきております。そういう中で、子供たちのさまざまな問題が起り、そして、地域の中で子供たちを大人として育てるための新しい仕組みを再構築あるいは再創造しなければいけないというふうに強く言われております。

ところが、当然のことながら、これにつきましては、家庭であるとか学校であるとか、個々のそういう組織なり家庭なりがこれを新たに生み出すというのはとても無理でございます。当然のことながら、地域の中でこれを再創造していかねばいけない。となると、社会教育に大きな期待がかかるわけです。さらには、地域と家庭と学校の連携ということが言われますが、この連携のためには、総合的なコーディネーターとなる人材なり組織が必要でございます。

実は、私もそのメンバーの一人であり、東京都の生涯学習審議会が、三年ほど前に、地域教育という概念におきましてこのような仕組みを提案しております。私の資料の最後のページをごらんいただければ、このように図をかきまして、地域の各セクター、人材をつなげながら、コーディネーターのもとに、学校教育の支援であるとか、学校外教育を生み出すことであるとか、家庭教育の支援をやつていかなければいけないという提案をいたしまして、今現在、事例を開発しながら試行錯誤でノウハウを追求しているところでございいます。

このようなコーディネーターの中核となるのは、やはり社会教育にかかわる人材になります。というわけで、現代の子供たちを育成するための地域の仕組みにとつて、社会教育の人材なり組織が今まで以上に力を発揮していかなければいけないというふうに考えております。

このような考えから、今回の法改正案に対する意見として三つほどまとめてみました。

一つは、第三条の二でございます。これは生涯学習に関するところを書いた条文でございますが、どうも私の印象ですと、生涯学習の概念を非常に矮小化して使つてしまつていふ感じがいたします。それは、国民の学習に関する需要を踏まえたというふうな表現におきまして生涯学習の振興と書いております。この需要という言葉によりまして非常に消費者主義的なイメージ

が出るものですから、サービスを受ける国民というふうな立場がちよつと出過ぎではないかと考えます。

ですから、先ほど述べました一から三のような非常に公共性の高い学習を進めるためには、例えば、ここには書いておりませんが、需要並びに必要という言葉、必要という言葉を加えていただくと幅広い生涯学習の概念が出るのではないかと考えております。

それから、第五条の十五でございます。これは、学習成果の活用に関するところでございます。

これは、法律におきまして、当然行政のそれぞれの、縦割りと云うとなんですが、限界があるので仕方がないのかもしれませんが、先ほど申し述べました社会教育の現代的な意義からいいますと、ここに書かれてある学習成果の活用の領域が教育の範囲内にとどまつているというのが、やや狭く感じられるものでございいます。幅広い公共性に向けての学習成果の活用というのを考えたとき、この条文の中では「その他の活動」というふうに表示されているんですが、具体的にはまちづくりにあるとか公共的な活動であるとか、できればそういう言葉が入っていると幅広く理解できるんだと思ひますが、そのような印象を持っております。

その他といたしまして、ソーシャルキャピタルにかかわる問題ですが、この問題につきましては、省庁でいくと内閣府がかなり力を入れて推進していると思ひますが、文部科学関係におきましても、社会教育を中心とした人々のつながりというものがソフトなインフラとして有効というふうな考え方に立ちますと、つながりを推進するための法制度というものをこれからもつと追求してもいいんじゃないかというふうに考えております。

こういったことを踏まえまして、各論に入りたいと思ひます。

各論へ行きますと、社会教育の中核的な施設の一つとしての公民館、それから中核的な専門職と

しての社会教育主事というのが重要になります。が、これにつきましては、最後に書いてあります法律案に対する意見というものを述べながら申し上げたいと思っております。

一つは社会教育主事に関してでございますが、第九条の三でございます。

従来からずっと議論されておりますが、社会教育主事は、現実には、地域における社会教育のコーディネーターの役割あるいは計画立案の役割をかなり担っております。ただ、法律上は助言指導という範囲にとどまっております。今回も随分議論されたことは把握しておりますが、最終的に、法律の中では助言指導ということにとどまっているわけでございます。

ただ、総論で述べましたような社会教育の意義を考えますと、もう少し幅広いコーディネーター的な役割が社会教育主事に求められてくることになるわけですが、これを法制度上でどういうふうに表示し、実体化していくかということが課題になるのではないかと考えております。

さらには、地域の教育全体に対する支援ということで、今回の改正案の中では、学校の求めに応じて助言するというふうな意味の内容が書かれております。ただ、先ほど東京都の生涯学習審議会の図を見ていただきました。あの経過からしますと、単なる求めに応じた助言ではなくて、そういう消極的な役割ではなくて、もう少し、東京都が言い出した地域教育という広い概念を担うような専門的な職員として、社会教育主事が、地域、家庭、学校をつなげながら、子供たちを地域の中で総合的に育てていく、そのための専門的な職員としての位置づけ、機能、力を蓄積していかねばいけないと考えております。これも、法制度上でどういうふうな形で今後位置づけ得るか、実体化し得るかというのが課題になっているというふうに考えております。

もう一つ、公民館についてですが、最後の項目の、その他でございます。従来から主事を置く公民館につきましては、

とが必置というふうにはなっております。で、「置くことができる」というふうになっております。しかしながら、先ほどから、ソーシャルキャピタルであるとか次世代の育成であるとか、地域の中の公共を生み出すためのコーディネーターであるとか、そういうことを考えたとき、公民館が施設的な拠点になるわけですが、単なる箱ではなくて、人材を置いてソフトなプログラムを持ち得る、そういうさまざまな役割を発揮し得る、その中核となるような人材がやはり必ず置かれるという形で、公民館がこれからの地域における社会教育の中核的な施設として機能していくために、そのような公民館の主事を必置とするような法制度に向けて、さらに御検討がされることを期待しております。

そういうわけで、私が述べましたことは、現状の社会教育主事、この面から見ますと、議員の先生方から見ますと、かなり乖離があるというふうにお考えの先生方もおられるかもしれません。これは同時に、社会教育がこれからの時代においてさらに力を発揮していくための課せられた大きな課題とも言えると考えております。我々社会教育の研究者が、地域の社会教育関係者とともに、さらに機能の高い社会教育を発展させるために努力したいというふうにも思うとともに、議員の先生方の方でも、社会教育の実態を把握されながら、さらに発展に力をかけていただけたらありがたいと思っております。

とりわけ、職員の問題につきましては、今、日本社会教育学会で検討中でございます。文部科学省と連携をしながら、さらにいいものにしていきたいと考えております。

(拍手)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

○長澤参考人 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました社会教育推進全国協議会委員長の、千葉大学の長澤でございます。

本日は、社会教育法等一部改正案の審議に当たりまして、このような場を与えていただきましたことに、誠に、衆議院文部科学委員会に対し厚く御礼を述べたいと思っております。

社会教育法が一九四九年に制定されてから、これとして五十九年を迎えます。立法当時の文部省社会教育課長寺中作雄は、「社会教育の自由の獲得のために、社会教育法は生れた」と述べています。社会教育法は、人々の学びの自由と自治のシステムを豊かに持つ法律であると同時に、戦後、我が国の平和で民主的な発展を願って全国各地に設置を奨励された公民館を第五章で規定し、法制定後、今日に至るまで、全国の公民館は、文部省、国の行政的努力や、自治体、公民館関係者そして地域住民のそれこそ献身的な努力によって、地域住民の生涯にわたる学びと豊かなまちづくり、地域づくりに貢献してまいりました。学びを通してコミュニティ形成と住民の自治能力の向上が極めて重要な政策的課題になっている今日において、公民館、社会教育の役割というのはますます高まっていると考えております。

このような中で、民間の非営利団体であります社会教育推進全国協議会は、一九六三年の発足以来四十五年にわたって、社会教育の民主的な発展を目指し、さまざまな活動を続けてまいりました。今回の法改正に当たりまして、この一月に文部科学省生涯学習政策局社会教育課とも懇談を持ちまして、特に、法の目的を明示した社会教育法第一条や、第九条の二の社会教育主事の必置制や事務局配置、そして社会教育法第五章公民館の関連条文の堅持など、全体として、現行社会教育法を堅持し、法の理念や制度を後退させないことを強く要望してまいりました。

しかしながら、今回提出された法改正案は、極めて大きな問題を内包しているというふうに言わざるを得ません。

時間も限られておりますので、ここでは社会教育法改正に絞って法案の問題点を指摘したいと思っております。なお、資料については、既に各委員の先

生方のお手元にございます「社会教育法改正に対する全協アピール」住民の学習の権利と自由を阻害し、社会教育行政を後退させる社会教育法改正案の問題点を参照しつつ、お聞きいただければ幸いです。

まず第一は、本改正案の国会提出に当たっての法形式の問題です。

一九九九年の地方分権一括法のときもそうでしたが、公民館運営審議会の必置制の廃止など、社会教育施設の住民参加の制度が大きく後退させられました。社会教育法、図書館法、博物館法は、それぞれ固有の理念や課題を持っています。ですから、一括審議ではなく、きちっと個別の法ごとに審議すべきだと考えます。

第二は、社会教育法第三条改正案の「国民の学習に対する多様な需要」という文言です。

今回の法改正案が、例えば一九八五年のユネスコ学習権宣言に見られるように、人々の生涯にわたる学びの営みを基本的人権として保障するという、国際的にも承認された学習権思想から離れているという点です。学びの営みを人権としてとらえるのではなく、需要、供給の市場メカニズムでとらえることは、受益者負担の導入に結びつき、地域間格差やあるいは格差社会を再生産することにつながらないでしょうか。

第三は、二〇〇六年教育基本法第三条を受けて「生涯学習の振興」という文言が入ったことです。

今、自治体社会教育行政は、行財政改革のもと、予算削減や職員削減、指定管理者制度の導入による社会教育施設のアウトソーシングなどの圧力が日増しに大きくなりつつあります。また、この四月からは、改正地方教育行政法によって、教育委員会のスポーツ、文化に関する事務を首長部に管理、執行させることが可能になりました。総合行政の志向を持つ生涯学習振興行政によって、社会教育行政がさらに後退していく可能性があると私たちは考えています。

第四は、今回の法改正が、社会教育を学校支援や地域・家庭教育との連携に特化していく、ある

いはソフトさせていく方向を強く打ち出していることでもあります。

この課題が極めて重要であることは私どもも十分認識しておりますけれども、例えば、大人の学びを学習の成果の活用観点から学校支援に特化することは、大人の学びを行政が誘導し、自由で自主的な社会教育の学びをサポートするという社会教育行政の本来の任務、あるいは、まちづくり、地域づくりをめぐる今日のさまざまな課題にこたえていくという社会教育の本来の姿からいっても、かえって大人の学びの力と自治の力を弱めることにならないでしょうか。

第五は、社会教育関係団体への補助金交付の際に社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならないとした第十三条改正についてであります。

もともと憲法八十九条との関係で疑義のあった補助金交付でしたけれども、一九五九年法改正のときに、補助金交付が適正に行われることを保障する措置として、参議院の修正によって導入されました。他の合議機関でもよいとする今回の規制緩和策によって、もともと任意設置である社会教育委員制度が廃止されたり後退していくことは、今日の自治体財政状況からして必至と考えます。

また、法第十七条によって、社会教育委員の会議には住民参加による地域社会教育計画立案権が付与されておりまして、これから策定されるであろう自治体教育振興基本計画において、住民参加や市民と行政との共同による社会教育計画づくりの制度的保障が後退するという意味でも、極めて重大な改正案だと考えております。この点については、現行条文の維持を強く求めたいと思っております。

最後に、改正案の第三十二条と第三十二条の二に係る公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供の問題です。

公民館が地域において果たすべき役割については、二月十九日の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」でも

強調されているところであります。例えば、公民館事業を中心的に担う公民館主事については、今日まで専門職としての法制度的整備が進まず、自治体の自治的な努力に任されてきました。例えば、専任職員数を見ますと、平成十七年度文部科学省社会教育調査報告書によれば、全国一万七千四百三十三の公民館のうち専任職員数は一万一千九百八十二人で、平均しますと一館当たり一人を切るわけです。

さらに、この間、公民館設置運営基準が地方分権、規制緩和政策のもとで改定されてきて、御存じのように、一九九八年に旧設置基準の第五条から館長と主事の専任規定が外されております。それから、二〇〇三年改定では主事の必置規定も外されました。

私は、今回、本委員会の理事と各政党の委員の先生方に「公民館で学ぶⅢ 私たちの暮らしと地域を創る」という本を参考資料として配付させていただきました。これは千葉県における公民館実践をまとめたものですが、全国の公民館が日々地域づくりに果たしている役割は極めて大きく、また豊かな可能性に満ちたものだと考えております。にもかかわらず、現実には、専門職制度が確立せず、公民館を支えるべき職員が数年で異動させられたり、あるいは非常勤嘱託化されるなど極めて貧しい状態にあります。

公民館それ自身が自治体財政のもとで非常に厳しい状況に置かれていますし、公民館の学びは数値になじまないことなどを考えるとき、行政評価によって公民館がリストラされていく口実にされることを私は率直に危惧しております。私は、改めて政府に対して、公民館に対する一層の条件整備を進めていただきたい、そういう努力をしていただきたいということとともに、図書館、博物館と同様に、文部科学省内に公民館に関する協力者会議等を設置していただき、職員体制を含む公民館の制度的充実策をぜひ検討していただきたいと考えています。

以上、ほかにも論点はございますが、社会教育

法改正案に限定すれば、これまで見てきましたように、大変問題が多く、このまま法律が成立するならば、我が国と自治体社会教育行政のありように大きく影響を与えるというふうに考えております。本改正案について十分な審議を重ねていただくことを心からお願ひして、私の発言を終わりたいと思います。

いは雑誌記事を検索したりすることがこれでできるようになります。アメリカあたりの図書館では、百を超えるような規模でこういったデータベースが入っております。

今、御質問は、日本でそういったデータベースの導入が進んでいるところかどうか、例えば千葉県浦安市の市立図書館でありますとか、あるいはそういったデータベースを積極的に導入しているところでは鳥取県の県立図書館、そういったところが挙げられます。そのほかに、例えば仙台にはメディアテーク、これは仙台市立図書館でありますけれども、こういったところでもそういった法令指定市や都市近郊の図書館だけではなくて、例えば北海道の厚岸という町がございますけれども、ここは情報館というふうな言っております。北海道新聞の記事の検索ができるようなデータベースを導入しております。

データベースの数は日本ではまだまだ、図書館の数もそう多くないし、データベースの数そのものも余り多くない。これが今回の法改正で、もう少し数をふやさないことには利用価値を増やさないというふうには思っております。

幾つかの例でございますが、紹介させていただきます。

○西委員 少ないという実態が報告されましたけれども、もう一つは、必ずしもデータベースを置いておけば市民の皆さんがそれで自由に検索するということとまで実態は進んでいない。興味はある、いろいろ調べたいけれども、そこに行つて、それが置いてあればすぐというわけにはいかないの、その辺にやはり図書館の職員の皆さんの、市民の皆さんとデータベースをつなぐ大きな役割がこれから出てくるんじゃないかなというふうには思っております。

最後のところで先生は、司書の養成に関する、これからもうと高度な、例えば大学院卒とかそういう条件をおっしゃいましたけれども、多分その

先ほど、社会教育を通じた情報化の進展、これにいかに対応していくかということで何点か御指摘がございました。私も、図書館それから博物館等における情報化、特に電磁的情報をいかに活用していくかということが、これからの一つの大きな課題だというふうに思っております。

おっしゃるように、収集、提供をいかにやっていくかということが重要なんですが、このことについて、先進的に今運営されている事例をもし御存じでしたら、お教えいただきたいと思っております。

○糸賀参考人 御質問ありがとうございます。電磁的記録ですが、図書館において考えますと、例えばデータベースの導入ということが考えられます。このデータベースといふのは、新聞の記事を過去にさかのぼって検索したり、ある

迎と若干関係があるのかなと思ひながらお聞きをしておりましたが、司書のこれからの能力のさなる養成という観点からもあわせて御見解をお願いしたいと思います。

○系参考人 今申し上げましたように、これからの図書館は、データベースの導入をしたり、あるいはホームページを通じてさまざまな情報を発信していくことが求められます。そうすれば、図書館が休みの日でも、図書館のデータベースに自宅から、あるいは職場からアクセスすることもできるようになります。これが私、先ほど申し上げたハイブリッド図書館であります。

ハイブリッドというのは、つまり、アナログの資料とデジタルの資料両方を組み合わせる情報提供をしていくわけでございます。このためには、図書館で働く専門的職員であります司書の情報に関する知識、さらに言えば、デジタルメディアあるいはインターネットに象徴されるようなネットワークを使いこなすスキル、そういったものが求められます。

司書の現在の養成課程では、大学で図書館についての授業をやる単位数が二十単位しかございません。これだけでは十分ではありませんので、研修、さらには、私が最後に申し上げたような、大学院課程でちゃんとこれを修得するということが求められるだろうと思ひます。

そういう意味では、司書の資格は、現在の法律で規定されておりますのは、私は、これは図書館の世界に入っていくためのいわば入場券といえますか最初の資格であつて、その後、司書として働いていく過程の中でも、随時、そのスキルと知識といったものをふやしていく必要がある。それは、学びたいと思つたときに大学院で学べる、あるいは必要な研修が受けられるという仕組みをつくっていくことが求められるらうと思ひます。

私どもの大学院では、図書館員に常に、図書館に入つて例えば五年とか十年たった現職の図書館

員を対象にしておりますが、マネジメントの知識とコンピューターを中心にした情報のスキル、これが身につけられるようにということをやっております。これは、司書の大学での課程だけでは十分とは思へませんので、今も申し上げましたように、大学院でこれを補っていくということが求められているらうと思ひます。

そういう意味では、国民の情報リテラシーの育成のためには、まずは司書自身がその情報リテラシーを身につけなければいけない。それをどこで学ぶかといった場合には、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、図書館にいながらでも学べますが、それを改めて体系的に学ぶ、さらに言えば、いろいろな図書館のひととの相互交流の中で自分の地域の図書館のあり方が見えてくるという意味もありまして、大学院での学習というものもこれからは強く求められるらうと思ひます。

○西委員 どうもありがとうございます。これからの図書館のあり方が少し見えてきたような感じがいたしました。

続きまして、田中参考人の方にお伺いをしたいと思います。

この「社会教育の現代的な意義」というところで、私は非常にそうなんだと思つたのは、市民の皆さんが、みんなが寄つて新しい公共を創造していく、つくり上げていくことが社会教育なんだと。教育といひますと、何か教へ込むみたいなことがついつい思ひ出されますけれども、大変重要な御指摘だと思ひます。市民の皆さんが集まつて、そしていろいろな意見を出し合つて、一つの共通の方向性を見出して、結論を見出していくという学習こそ社会教育の意味があるんだというお話、大変興味深く拝聴いたしました。

それで、具体的な東京都の例をお挙げになりましたが、お話をいただいたんですが、この中で、これもまた新しい発見なんですけれども、この一番最後の図がございまして。この中で、地域教育プラットフォームというものを立ち上げられて、そして運営をされているんです。

私ども、この委員会でも、今は、学校と家庭とそれから地域、今回の法改正の目的も一つはそんなんですが、この三つが共同して教育に参加するということが議論されておまして、学校があり、そしてその周りに学校の支援体制があるというふうなイメージで私はとらえていたんですが、もう少し違う形、一つ一つの学校を核とした、そういう支援体制とは必ずしも考えなくてもいいというところをこの図を見ながら感じたんですが、その辺の、学校とそれから社会教育との関連を、学校支援に対して、御見解をお教へいただきたいと思ひます。

○田中参考人 御質問ありがとうございます。

東京都の取り組みにおきましては、この何年かの間、事例として、幾つかの地域にお願いしながらノウハウの開発を進めております。例えば、小平市であるとか世田谷区であるとか杉並区であるとか、それぞれ従来からユニークな取り組みをしていた地域に対して、東京都が、プラットフォームの考え方のもとに、さらにブラッシュアップしてノウハウを開発してほしいということで、研究を一緒に進めてきたところでございます。

学校というのは固有の文化を持っています。もう戦後六十何年、特定のがっちりした制度のもとにずっと運営されていまして、外の社会とはかなり違う文化が独自に形成されております。そこに対して地域が支援するといつても、学校の文化の枠組みに合った形で地域の方で支援するということが求められるが、今度は、地域には地域の文化がある、あるいは企業の方が学校支援をやることなれば企業の文化を背負ってくるということ、必ず文化のぶつかり合いというのが起こるんです。

よく言われるのが、学校には固有のスケジュールがあります。絶対に先生方が電話に出られない時間地域の人々が電話をして、出られませんと言われたら地域の人々は怒つてしまふ、それでけんかになるという、しなくていいけんかを始めてしまふということがよくあるわけですね。

ですから、そこで、このプラットフォームの考え方の中の根底には、学校と地域のいろいろな文化を背負った人たちが共通の価値観、文化をつくっていく、お互いが文化の変容を起こしながら、そして共通の文化、子供たちを育てるという文化をつくりながら、その中で、学校は学校の役割を果たしていただく、地域は地域の役割を果たしていただくということで、私どもが考えていますのは、この地域教育プラットフォームの根底には、それぞれの固有の文化の壁を打ち破り、共通の教育観を練り上げていく、それが一番の基本的な条件だと考えております。

以上です。よろしいでしょうか。

○西委員 ありがとうございます。

周囲が学校を取り囲むということだけではなくて、社会そのものを変えていくことによって、学校ないしは家庭に影響力を及ぼしていくというお考えかと思ひますが、基本的にはそれでよろしいでしょうか。

○田中参考人 相互に変わり合うというイメージで考えております。学校自身が変わり、また地域の方々、それぞれの団体も変わり、そして、これまでにない共通の文化を持ったものとして生まれ変わつて総合的になっていくというふうなイメージで考えております。

○西委員 ありがとうございます。

時間がもうほとんどなくなつてまいりましたので、最後に長澤先生、一点だけ。

きょうのお話とはちよつと違うんですが、先生の御著作を読ませていただきましたと、公民館初め、そういう施設が今、運営上、指定管理者制度にだんだんと移りつつあることに対しての疑問とあります。批判的なお考えだと思ひますが、お述べになつておられたのを拝見してちよつと気になつたんですが、このことについての現場への影響をお教へいただきたいというふうに思ひます。

○長澤参考人 御質問ありがとうございます。私は、「公民館で学ぶⅢ」にも書かせていただき

ましたけれども、今自治体は、行財政改革の中で、指定管理者制度の施設への導入というのは大変圧力が強まっております。私は、指定管理者制度というのは、いろいろな導入の理由が挙げられておりますけれども、基本的には経費節減というのが非常に大きな目的でございますので、やはりそれが、そこで働く職員の労働条件の問題とかいろいろなところに波及していく、非常に問題だというふうに考えております。

それから、一番大きいのは、指定管理者制度の制度設計が、御存じのように、三年ないし五年というような形で、いわば期間が指定される。やはりこれが、教育というのは非常に息の長い、まさに五年、十年、あるいはもっとかかるかもしれない。特に、地域の社会教育というのは、地域のことを非常によくわかり、そしてまた、いろいろな人々のいろいろな要求をつかまえて進めていく事業でございますので、一年、二年ではなかなかできないということがございますので、やはり長い継続性とかというものが教育の営み、特に社会教育の営みに大変求められるというところでは、私は、やはり公民館、社会教育施設に指定管理者制度というのはなじまないのではないかと、いうふうに考えておりますし、それが導入されるということとは、やはり住民の学びへの影響というのも大変大きいのではないかと、いうふうに考えております。

○西委員 限られた時間でございましたけれども、お三方、本当に貴重な御提言、ありがとうございます。

以上で終わります。

○佐藤委員長 以上で西博義君の質疑は終了いたしました。

次に、笠浩史君。

○笠委員 おはようございます。民主党の笠浩史でございます。

きょうは、糸賀参考人、田中参考人、そしてまた長澤参考人におかれましては、本当に貴重な御意見をいただきましたことに、まず冒頭、感謝を

申し上げます。

まず、糸賀参考人の方から、図書館の充実というところで、私も実は、一昨年フィンランドの方に参りまして、学校の現場あるいは図書館等々をかなり視察してまいりました。先ほど御指摘

あつたように、フィンランドが読解力も含め学力調査の中でも世界で最高水準にあるということ

には、読書量の多さということと図書館の充実というのが一つの大きな理由ではないかと私は思っております。

そうした中で、フィンランドのように、公立でさまざま充実をさせたり、あるいは過疎というか田舎の方には車の移動図書館なんかも来たりというような実態にきめの細かい施策が行われているわけですが、現実、我が国でもっともこの図書館を充実させようと思うと、当然、数もふやさなきゃならないし、予算というものも確保していかなきゃならないわけですが、先生おっしゃるようなレベルに一気にいくというのはなかなか難しいと思うんですね。

そうしたある限界の中で、現在、公立の図書館であるとか、あるいは学校の図書館、また私立の図書館、既存の図書館の数をふやすということは我々やらないといけないんだけれども、そこにある限界がある中で、どういう形で連携をしていくとか、あるいは工夫をしていけば図書館の充実というものを図っていくことができるのか。何かいい案があれば、ぜひ御示唆をいただければと思います。

○糸賀参考人 御質問ありがとうございます。なかなか妙案はないのでございますけれども、一つ大事な点は、私は、図書館の司書をそれぞれ配置することで、今おっしゃる、ネットワークといいますか、足りない図書館の中での資源の有効活用ということが一層進むだろうと思っております。

ちなみに、よく言われることでありますけれども、図書館の運営の実績を決める要因は大きく分

けると三つあるんです。一つは、施設、建物で

す。二番目は、その図書館に収蔵されている図書館資料、本だとか、先ほども御指摘ありましたよ

うに、例えばデータベースを入れるとか、雑誌や新聞といった資料です。最後、三番目が、図書館で働く職員です。

この三つなんですが、この三つの中で、ウエー

トといいますが、比重はどれぐらいかといいますと、多くの図書館関係者、これはアメリカあたり

の図書館先進国の関係者も言うんですが、施設が占めるウエートは一割程度、資料が占めるウエートは大体二割ほどじゃないか、残りの七割

は、実はそこで働いている職員の資質が決めるんだ、こういうことなんです。

そういう意味では、今、笠委員御指摘のような、日本でもまだまだ図書館の整備が足りない、これをある意味では補っていくためには、司書を適切に配置する、専門的職員を配置すること、結局は与えられた資源を有効に使うことに結びついていくだろうと思っております。

それから、やはり図書館の数はふやさなければいけないという御指摘がございました。私もそのように申し上げました。妙案になるかどうかはわかりませんが、私は、大きく分ければその方策は三つ考えられるだろうと思っております。

一つは、現在の法律、つまり図書館法の第二十条にも、施設と設備についての補助金規定がございます。この補助金規定をうまく活用して国が地方自治体に対してそういった補助をすれば、図書館設置は進むだろうと思っております。しかしながら、現在の財政状況を考えるとこれはなかなか厳しいかもしれないんですが、それがやはり短期的には有効な方策の一つだろうと思っております。

二番目は、図書館を設置するのは当該地方自治体でありますから、その首長さん、いわゆる知事さんでありますとか市長さん、町長さん、村長さん、この方々に図書館が必要だということをしっかりと理解していただく。つまり、政策決定の優先順位を高めていただければ、今図書館のないところ

ろ、あるいは図書館が足りないところでもつくっていただくことができます。

そういう意味での機運を盛り上げるような政策展開といえますか、国からの支援、例えばイベントの開催を支援するというふうにして図書館の機運づくりを盛り上げていくという考えですか、高めていくということが求められるだろうと思っております。

これは、首長さんへのいわば戦略ですね。

三番目は、やはり一番肝心なのは、国民、地域住民の方々です。その方々に図書館の本来のあり方を知っていただく。そのためには、先ほど申し上げたようなイベントを開催するというのも必要だろうと思っております。

ちなみに、二〇〇四年、四年前に文部科学省さんのお力添えで、ディスカバー図書館というイベントを東京で開催しました。このときに、図書館に関心が大変多く集まりました。御茶ノ水にありますが、明治大学を会場に使ったんですけれども、千人近い方々が集まりました。図書館機運が高まりました。

さらに言えば、小学校段階からきちんと図書館の利用教育をやる、図書館が本来どういうものかがわかった大人が育つわけです。こういう人たちが、地域に図書館がないと基本的なインフラが整っていないというところに気がつくわけなんです。

そういうふうにして、国からの働きかけ、首長さんの判断、優先順位を高める、そして国民の図書館の利用能力を高める。これはいわゆる図書館リテラシーと言いますが、図書館リテラシーを高めることがひいては情報リテラシーの向上にもつながっていく。そこあたりが当面の策として考えられるだろうと思っております。

○笠委員 ありがとうございます。また本当に参考させていただきたいと思っております。

限られた時間でございますので、次に、田中参考人の方にお伺いをさせていただきます。

先ほど、学校自身も地域も相互に変わっていくんだということですね。その文化、その壁をぶち

破つてということがあったわけだ。

田中参考人におかれましては東京都の生涯学習審議会の方で副会長をされておられると伺っておりますが、きょう先生の方から御提案のあった地域教育プラットフォームなんですが、この中で、今、特に東京あるいは京都の方で大変進んでいる地域立学校、コミュニティスクールというものの位置づけはどのようにしていけばいいのかわかることを具体的に話したいだけではないかと思ひます。

○田中参考人 非常に重要な御質問をありがとうございます。

いわゆるコミュニティスクールと言われるものは、学校運営協議会というものをくりながら地域住民が学校の運営に対して意見を言い、そしてまた協議会での質問なり指摘を学校長がきちんと受けとめて検討しながら運営しなければいけないという制度でございます。

実は今、住民参画とか市民参加と言われるときに一つ問題がありますのは、平たく言いますと、汗を流さないで意見だけ言うという市民が実は行政への参画においても問題となる場合がございます。学校においてもそうでございまして、コミュニティスクールという制度のもとに学校に対して意見を言う、指摘をするというふうな市民が集まるとの協議会というのになりますと、学校運営がむしろ非常に厳しくなるといふ面もございします。

ですから、実は小平の方がそうなんですけれども、意見を言うだけではなくて、まずは学校支援ボランティアで活動して学校のことを理解する、そして学校と地域の関係を体験的にわかる、把握する、その上で協議会のメンバーになるというのがやはり非常に必要な条件だと思ひます。ですから、活動し学校をまず理解する、理解した上でコミュニティスクールの協議会のメンバーになるということが必須の条件ではないかというふうに考えております。

要は、意見だけ言うのではなくて、教師とともに

に学校をつくり上げる体験をしながら、さらにはその上に立つて意見を言えるような形にしていこうということが重要だと考えております。

○笠委員 もう一点、関連してお伺いをしたいんですが、私は川崎の方を選挙区にしているんですが、

今、公立の小学校や中学校に、例えばおやじの会であるとかさまざまな形で地域の方々が学校の運営にも参加しているという、あるいは、家庭と地域と学校というものの、先生おっしゃったような連携を強めていこうということで立ち上がっているという、なかなかそういう活動にかかわってこれない、もう一歩踏み出してこれない、そういう層というのをどうやって巻き込んでいくのか。そういう点について、ぜひ御示唆をいただければと思ひます。

○田中参考人 ありがとうございます。私のキャンパスも川崎にございまして、川崎では、おやじの会で有名な方がいらつしやいます。

おやじの会の場合、どうしても平日はなかなか難しい。残業なども考えると、どうしても休日を中心になる。そうなりますと、休日にあえて出てくるためには、まず、これはどのボランティアでもそうですが、楽しみをいかに提供できるかということですね。ですから、おやじの会の場合には、価値意識であるとか公共性であるとかというところから入るのではなくて、まずは、飲み食いをするのであるとか一緒に楽しむのであるとか、そういう楽しみの場をどうやって提供できるか。

ですから、そういう意味では、おやじの会は明らかにボランティア活動ではありますけれども、ただ、その入り口としては、余暇活動的なイメージで入れるような、楽しみの場を提供し、そこからだんだんだんだん役に立っている活動に入っていくというところだと思ひます。

私も幾つかのおやじの会とおつき合ひがございしますが、まずは、やはり楽しみたいところから入るケースが多いように見ております。

○笠委員 どうもありがとうございます。続きまして、長澤参考人の方にお伺いをしたいんですが、

先ほど、今回の法改正の中で、社会教育委員の制度について、これはもとより必置ではないわけでございますけれども、補助金を受けるときに、今回、社会教育委員を置いていないけれども、審議会等々にかえることができるということが盛り込まれました。

私、逆に、教えていただきたいんですが、この社会教育委員の制度自体がまだ置かれていないところももちろんある。あるいは、未設置の自治体にとどまらず、置かれていても形骸化あるいはマニネリ化しているんじゃないかという指摘もなされるわけですね。今後、この社会教育委員の制度これ自体をどのようにしていくことが望ましいのか、どういう形に持っていくことがいいのか、その点についてぜひ教えていただければと思ひます。

○長澤参考人 御質問ありがとうございます。

私も、先ほど発言させていただきましたけれども、社会教育委員会というの、関係団体に対する補助金交付の際の意見を聞くというふうな、そういう機能もありますけれども、やはり、地域の社会教育計画を立案するというのが一番重要な職務内容でございまして、ですから、まさに自分たちの地域を、そこには住民の方たちも、要するに住民の代表の方たちも社会教育委員に入っております。その社会教育委員のあり方も、例えば委員の中に公募制を導入するとか、さまざまな自治体での御努力がなされているわけでありまして、これも、自治体の社会教育計画を住民とともに行政がつくっていくという非常に大事な役割がある。

今回の改正案は、やや補助金の問題との絡みで規制緩和されて、それが、もともと任意設置というところがありますから、社会教育委員があるところも社会教育委員を廃止して、別の、例えば生涯学習審議会やほかの審議会にその機能を持たせるということによって、一番大事な社会教育委員の

会議の身中というものが、いわば委員の制度が後退することによって大事な社会教育委員の会議の仕事というものが、活動というものが後退していくのではないかと、このところを私は大変危惧しております。

もちろん現状は、形骸化しているとかいろいろあるかと思ひますけれども、まずは、それをどうやってよりよいものにしていくのかという、まさにそれが、地域の中で、あるいは自治体の中で求められていることだといふふうに私は考えております。

○笠委員 もう一点、今のことに関連してなんですが、社会教育委員の制度もそうなんですけれども、まず今、首長さんのいろいろな部局がございしますね、また教育委員会がある、そして社会教育委員の制度もあり、あるいは今おっしゃったような生涯学習審議会みたいなものもあつたりということ、なかなかそこらあたりの、もともとできたときにはそれぞれの役割があつたと思ひます。もちろんあるんですよ。けれども、そこがまた、何か屋上屋を重ねるようなわかりにくさというものが整理をしていく必要があるんですが、その辺の、教育委員会とかかわりを含めて、社会教育をしていく上で今後どういふふうにするか、そういう委員会等々の組織のあり方というものをもう少しシンプルにした方がいいんじゃないかと私は思ひます。

○長澤参考人 ありがとうございます。そのあたりは今、まさに論点になっているところだといふふうに思ひます。教育委員会というものは、やはり一般行政とは独立した行政委員会として存在しております。また、社会教育というのは、公民館、図書館、博物館がございします。それぞれ図書館協議会、博物館協議会あるいは公民館運営協議会というのがあるわけでありまして、私も、私は、教育委員会は、住民の多様な声を直接聞くルートというものが豊かにあるというところ、やはりそういう豊かさというものはあるん

ではないかなというふうに考えております。

ですから、逆に、教育委員会の場合ですと、社会教育委員の会議と首長部局、生涯学習審議会の関係では非常に議論になるところでありますけれども、多様なルートを持つているむしろ豊かさというのをもっと追求する、そういう考え、道もあるのではないかとというふうに私は考えております。

○笠委員 どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 以上で笠浩史君の質疑は終了いたしました。

次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

本日は、三人の先生方、国会の審議に当たりまして、それぞれの立場から貴重な御意見を述べいただきました。本当にありがとうございます。早速御質問させていただきますけれども、まず、糸賀参考人に伺いたいと思います。

先生の、大学の実践をそしてまた図書館行政等々に対する研究を踏まえて、図書館の整備や司書の配置の重要性ということについて大変具体的に述べていただいたというふうに思います。また、きょうは先生の御発言になかったと思いますが、これも、日本の図書館というのは発展途上国の状況だということがちよっと目にとまりましたので、そういう認識の上で伺うんですけれども。

一点は、先生は中央教育審議会などの審議にも参加していらっしゃいますので、今、教育振興基本計画、数値目標を出す出さないで最後の詰めをしているところかと思うんですけれども、この問題で、教育基本法に基づく教育振興基本計画についての答申というのがありましたよね。この中で、「図書館が住民にとって身近な『地域の知の拠点』として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。」というのがあるんですよ。だから、こういう文言はあっても、これを具体的にどのように整備していくのかということがこれから問われるわけでありまして。

一体、整備のあり方、また、数値目標がここでは入るのか入らないのかというような議論が中教審などではどうだったのかということも踏まえて、今後、図書館の振興を本当にどのように教育振興基本計画の中で図るべきなのか、その財政的な措置などをどのように考えていったらいいのかということについて、きょうは率直に御意見を伺えればと思います。

○糸賀参考人 御質問ありがとうございます。

今委員御指摘のとおり、本来は、この教育振興基本計画の中で具体的な目標値を掲げていっていただければ、図書館関係者の一人としては大変喜ばしく思います。

具体的な数値という意味では、先ほど私、第二表で、G7各国における人口十万人当たりの図書館数ということでお示しをいたしました。ここで見ていただきますと、現状では日本が二・三一、ほかの国々では、これが五ないし、一番多いドイツで十四というふうな数値が挙がっております。これを単純に考えますと、少なくともイギリス並み、つまり、現状の三倍近い図書館が必要になってくるだろうというふうに考えます。

これの一つの考え方として、現在、各地域に中学校がありますが、中学校区に図書館を一つずつ整備していくということも一つの目安として考えられるだろうと思います。そのようにしていきますと、今も申し上げましたように、イギリス並みの図書館の整備水準になってまいります。

ただ、図書館の数だけをふやせばいいというものでもございません。先ほど申し上げたように、きちんと司書を配置する、あるいは一つの図書館の規模というものが問題になってまいります。いろいろと調べ物をしようとする、あるいは地域の課題の解決につながるような図書館といえますと、やはり床面積や蔵書数、そういったものも一定水準のものがなければだめだろう。私はやはり、少なくとも十万冊ぐらいの規模の図書館でなければ使いではないだろうというふうに思います。

そこらあたり、規模と数のバランスを考えた上での具体的な指標化ということができればいいだろうというふうに考えています。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。

田中参考人にお伺いいたします。

NPOが行う学習活動について、いろいろな実践またネットワーク等々をつくっておられますし、また研究もされているというふうに思いますけれども、一つは、NPOが教育の分野で、特に子育てという分野で、学習をするテーマとか意欲とかというのは近年どういう特徴を持っているのかということをお聞かせいただければというふうに思います。

そして、同時にもう一点。先生の書かれた中で拝見したんですけれども、教育の分野にも市場原理が浸透してきている、特に指定管理者制度の導入が拍車をかけているという指摘がございました。

そして、社会教育の分野では、行政の側が民間の企業と一緒にやって事業を展開することもあるのが実情であるという指摘を見ましたので、こういう問題は、NPOの視点から見るとどういふ問題を投げかけているのか、もたらしめているのかということをお聞かせいただければというふうに思います。

○田中参考人 御質問ありがとうございます。二番目の方からいかせていただけてよろしいでしょうか。市場原理の話です。

実は、NPOが民間の新しいセクターとして浮かび上がりながら、今、いろいろな方向が目指されていると思います。私なりの言葉で言うと、需給分離型と需給融合型を探る、NPOがそれぞれ方向を探っていると思います。需給分離型というのは、NPOがサービスする側、住民なりなんなりがサービスを受ける側。需給融合型というのは、住民なり市民と一緒にやってNPOが何かをつくり上げていく。市場原理というのは、需給分離型の方でございます。

例えば事例を挙げますと、ちようびキャンパス

が川崎なものですから、川崎の虹ヶ丘小学校コミュニティルームというのがございます。そこでは、学校の施設の一部を開放して、地域施設として市民ボランティア組織が運営しています。そこを調査したんですが、それは完全に需給融合型でやっています。今、NPO法人をつくっております。

ここににつきましては、住民と一緒にやって、新しいコミュニティづくりの拠点としてこのNPOが頑張るという形でいっております。これは、市場原理に進むのではなくて、コミュニティ原理といいますが、コミュニティの中でNPOが、そのコミュニティのつながりを、先ほど言いましたソーシャルキャピタルを豊かにする方向で模索しております。ですから、こういうケースを参考にしながら、これからの需給融合型のNPOのあり方というのをもっともって研究していく必要があると感じております。

一番目の方で、子育てに関するNPOの話なんですけど、先ほどの学校支援とかかわる問題ですが、杉並区は、学校支援をするための人材なり組織なりを、今、委託という形でかなり重視しております。その委託を受けているNPO法人、スクールアドバイザーネットワークというNPO法人があります。これが学校と外の専門家をうまくつないで、学校の先生と一緒にプログラムを組みながらそこに必要な人材を張りつけていくという形で、いわゆる学校教育のプログラムを先生と一緒につくり上げるというふうな形をとっております。こういうものが一つのこれからの参考になるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。私も、確かに地域の住民がいろいろな学校にかかわっていくということは大変大事だと思うんです。しかし、そのかわり方というのは、やはりなかなか考えないといけない問題をいろいろはらんでいるというふうに思いますし、また、教育というのは、本当に幼児の時期から、そして学校教

育、そしてまたその後という、大人になつていく長い問題をやらせていますから、学校だけにかかわるというやり方で考えると、どうなのかなというところもちょっと考えておりまして、今お聞きしたところでございます。

次に、長澤参考人に伺いたいと思いますけれども、先生から、この本を見てほしいということでした。社会教育の分野でいろいろな法ができて以降、法成立以降、本当に研究と実践というのが積み重ねられてきたと思うんですね。それが公民館の職員と地域住民との共同という形でいろいろな実践がされてきた、もう五十年以上になりますから、そういうふうな思うんです。しかし、私どもも、公民館の中でどんな学習、学び、そういう住民と職員との共同が進められていたのかというのを余り知らなかったというか、率直に申しまして、今回の法改正を前にして、改めていろいろなことを学ばされたということがあるんですね。

そういう意味で、先生に伺いますけれども、これは千葉での実践が書かれていると思いますけれども、住民が学ぶということを今どうとらえていて、そして、自発的に学ぶ要求というのは、どんなふうに職員の皆さんが酌み上げられてそういう活動を進められているのか。その何か典型的な例というふうなことを御紹介いただけたらいいかなというふうに思います。どうでしょう。

○長澤参考人 御質問ありがとうございます。それからまた、本もお読みいただきまして、ありがとうございます。

公民館というのは、もうかなり、戦後六十年以上歴史がたっておりますし、全国に一万七千から一万八千の公民館がございます。この実践を全部紹介するといいますが、あるいはそこで行われている住民の学びというものを紹介するというのはなかなか困難な部分もあるかなというふうに思うんですけれども、本に、その実践については、例えば全国公民館連合会とかあるいは月刊社会教育とか、さまざまな社会教育、公民館の雑

誌等、出版物がございます。そこで紹介されているかというふうに思います。

今私たちは、自分たちの暮らしをつくっていくという、まさに自分の暮らしと生き方にかかわるような学びというのが、例えば子育ての問題やあるいは女性の生き方の問題あるいは環境問題、今、地域にさまざまな課題というのが噴出をしております。まさに豊かな自分の暮らしとそれから地域社会を豊かにしていくという意味で、やはりこの社会教育あるいは住民の学びというのはとても大きな意味があるかというふうに思います。そのときに、住民とやはり行政、あるいは住民と公民館というのが協力、共同して進めていく、そういう実践ですね。

そういう点では、実は今回の法改正でも、特に、ちょっと先ほど指摘させていただきましたけれども、公民館、特に公民館主事というのは、社教法二十七条で、必置ではなくて任意設置になっているんですね。ですから、社教法で主事が法制度化されていない状況の中で、いわば専門職制度、公民館職員の制度化というのを進めるのが自治体の努力に任ざれてきたというようなところが戦後日本の場合にはございまして、でも、そういうところでも、それを超えていく実践が随分出てきております。

例えば、岡山県の岡山市では、三十七の公民館がございますけれども、そこに、もともと嘱託職員だった者をいわば正規職員にしていくという、社会教育主事有資格者の正規職員をほぼ公民館に配置するというような、そういう実践がありますし、大阪の貝塚、ここは公民館が拠点となって子育てネットワークが進められており、あるいは千葉県の木更津とか君津とか、そういう自治体における専門職制度の自治的な努力と住民が結びついて、住民の学びを援助していく営みというのがいろいろな各地で展開されていて、千葉もその事例の一つだというふうに私は考えております。

○石井(郁)委員 今話されましたけれども、社教主事が任意設置という中でも、そういう豊かな実

践というのはいろいろな形で努力されてきたということのを伺うことができたが、今回の法改正の中では、教育委員会、行政の側が学校支援地域本部などでの事業を行っていくということが強く出てきているわけですね。それとの関係でいいますと、今お話しのような公民館側の自主的な取り組みとこの問題というのは一体どうかかわっていくんだらうかということをもう一点伺いたいことが一つです。

それで、もう時間もあれですから重ねて最後にもう一点ですけれども、今回の法改正で、公民館、図書館、博物館にいわば評価というのが入ってきているんですね。これは新設条項であります。いわば評価ということ法定化されるわけですから、この中身が問われないといけないわけですね。私も、私は、やはり公民館、図書館、博物館ともに、今ある各委員の方も言われましたように、予算、人的な補充とか拡充というのがどうなのか、そこが一番問われているときに、その手当てがなくて、それで一方で評価、評価ということと来ると、本当に、果たして地域住民の期待にこたえるような活動が今後できていくんだらうかということをお慮いたします。

やはり、評価をすることが逆に今の状況をもっと悪くするということにつながりはないか。人を減らすとか、いろいろ予算も減らすとかいうことにつながりはないかということがありますので、本当にこの施設の機能をより果たしていくために、この評価という問題も、現場ではどう受けとめていらっしゃるかとこれも最後にお聞きしたいと思っております。

○長澤参考人 質問ありがとうございます。

第一点目の教育委員会と公民館の関係ですけれども、先ほどの住民の学びというものを保障するというところでは、公民館というのは、住民の学びの要求とかいふものに基づいて、いわば自律的に公民館が学習活動を進めていくというところに特徴があるというふうに思うんですね。教育委員会事務局というのは、それをいわば条

件整備していくことでございますので、そういう点から考えますと、今回の法改正もそうなんです。私はこの間一貫して主張しておるんですけれども、社教法の第五条、第六条、教育委員会の事務です。公民館、図書館、博物館というのは事業という概念で、事務と事業という概念が法の中で大変混同されているのではないかと。

二〇〇一年法改正の中にも事業という概念が入りました。今回も事業という概念がいわば教育委員会の事務の中に例示されるというのは、教育機関の事業、教育委員会の事務、その区別というものをやはり非常にあいまいにして、教育委員会が進めていくというところは、住民の学びを保障するという観点から、私は、その役割分担が大変あいまいにされてしまっているのではないかと。それが結局、住民の学び、自律的な公民館、教育機関としての自律性というのをやや脅かすのではないかと。いうふうに考えておりまして、大変そのところは大きな論点だというふうに考えております。

それから、二つ目の評価の問題ですけれども、御存じのように、二〇〇三年の公民館設置運営基準が全面改定されたときに、公民館の事業の自己評価というのが入りました。ですから、既に各公民館でそのような実践が重ねられているわけですね。

今回は、事業の自己評価ではなくて運営にまでいわば評価の分野が拡大されておりますので、御存じのように、今大変自治体が厳しい状況にありますから、先ほど言いましたように、公民館というのは本当に条件としては非常に厳しいところですが、しかし、全国各地でいろいろな形で頑張っているわけですね。そういうときに、貧しい状況の中で評価が加えられますと、やはりそれはもう要らないのではないかと。いうふうになつてしまふ。そういう論理といいますか仕組みが出てきてしまふのではないかと。

ですから、私は、今回の評価の問題については、やはり公民館の条件整備といいますが、そこをどうを進めていくというのが教育行政の非常

いう心配がちよつとあつたものですから、先生の

いわけですから、その実態を知った上で今後は司

地域の人々のつながりやソーシャルキャピタルを

○日森委員　それ以外のことはしてはいけない、

なるべくなら、してはいけない、いやいや、してはいけないという意味でよろしいですね。

○佐藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼申し上げます。

参考人の皆様には、それぞれの立場から貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。

○佐藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省生涯学習政策局長加茂川幸夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 これより政府に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田島一成君。

○田島（一）委員 民主党の田島一成でございます。

参考人質疑に続き、政府に対する質疑で三十分をちょうだいいたしましたので、適宜明快な答弁をぜひお願いしたいと思います。

実は、質問に入る前に、一昨日、私の地元、彦根市の教育委員会、そしてPTAの事務局から電話がありました。文部科学省が田島一成の社会教育委員の経歴を事細かく聞いてきた、PTAのこれまでの経歴を聞いてきた、答えていいでしょうかという、そんな電話でありました。

という思いであつたんでしょうけれども、教育委員会の方は、何事があつたのかと。理由も一切知らされずに議員の経歴を調べようとする、その魂胆がわからないものですから、心配になって、すぐに電話をしてこられました。

うちの事務所に問い合わせれば、すぐ答えられたことなんです。そうやって教育委員会等々の仕事をあやさせているその一つではないかと私は大変不快感を覚えたところでございます。

どうぞ、その辺は、調べたいならばいつでも聞きに来てください。教育委員会であるとかPTAの事務局なんか余計な仕事をふやすことは今後ぜひ御遠慮をいただきたい、このことを冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

さて、社会教育法についてきょうは質問させていただきますが、実は今回、この社会教育をめぐるさまざまな調査データがないかというところを探してみましたが、なかなかこれという情報を得ることができませんでした。

そんな折しも、平成十七年度に社会教育調査報告書というのが文部科学省から出されています。大変分厚いものでありますが、これを何とか手に入れようと思つたのですが、残念ながら、ホームページからダウンロードするしかない。というながらも、文部科学省の方からわざわざプリントアウトしてお持ちをいただきましたので、これをもとにいろいろとお伺いをしたいというふうに思つて中を拝見したのですが、残念ながら、この社会教育調査報告書は、三年間に一度しか調査を実施されていないということ、その前は平成十四年度、今回、一番新しいのが平成十七年度でありまして、おまとめいただき、出されたのは平成十八年のことでありました。

平成二十年度がまとめられて提出されるのは来年というふう聞いておりますが、この発行部数もわずか四百部ということで、この調査報告書自体、ホームページで調べていくのにもなかなかたどり着かないというような実態がありましたから、この調査報告書がどれぐらい今回の法改正に

生かされているのかを冒頭ぜひお伺いをしたいと思います。

三年に一度しか調査をされていない。今回、大変長い期間を経ての、ようやく改正に至つた社会教育法でありますけれども、こうしてこれまで調査をされてきた結果がどれぐらい反映されているのか、浮き彫りになっている課題や問題点が今回の改正に十分生かされているというふうにお考えなのかどうか、冒頭ぜひお伺いをしたいと思います。

○加茂川政府参考人 まず冒頭、委員御指摘のございました事実確認につきまして、委員に不快な思いをおかけしたことをおわび申し上げます。

御質問をいただきました予定の項目を確認させていただきますましたら、委員の御経歴について未確認情報がありましたので、確認をした上で御答弁をする方がより適切な答弁になるのではないかと、私の指示で確認をさせていただきました。

また、御不快な思いをさせましたことをまずもっておわびをしておきたいと思ひます。

社会教育調査についてでございますが、お話にございましたように、社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的といたしまして、統計法に基づく指定統計調査として、これもお話にございました、ほぼ三年に一度の割合で実施をしております。最新の調査は平成十七年度調査でございます。

この調査結果でございますが、国だけではなく、地方公共団体におきまします社会教育行政及び生涯学習の振興に資するための諸施策の検討、立案のための貴重な基礎資料として活用されておると理解をしております。このため、調査項目のほとんどが経年比較できるように構成されてございまして、社会教育行政上の要請を踏まえた見直しも必要に応じて行つておるといふ調査を行つておるところでございます。

等、いわゆる社会教育施設の状況、設備の状況、事業の実施状況、情報提供の方法等、広範にわたる調査を行つておるわけでございまして、我が国における社会教育の現状を明らかにしておるわけでございます。

そこで、今回の法改正との関係でございますが、今回の法改正におきましては、まず、前提として、中央教育審議会御審議をいただいたわけでございます。この審議の場で、社会教育調査を初めとする各種の調査の結果、または得られたその調査結果としましての現状や課題を基礎資料として、まず中教審に御提供申し上げたわけでございます。この場で総合的な検討に役立てていただいたとまず私どもは理解をしておるわけでございます。

一つ例を申し上げますと、今回の法改正で御審議いただいております中に、社会教育施設における情報提供方法につきましての案件がございまして、これにつきましては、調査としまして、インターネットを通じて手段が増加傾向にあるということが明らかになっておりました。これを踏まえまして、今回の改正法案におきましては、紙媒体による社会教育資料の提供を前提とした現行の規定を改めまして、新たに幅広く情報提供を行う規定に改めようとしておるわけでございますが、こういうところ調査結果が役立っているということが言えるかと思ひます。

○田島（一）委員 御指摘いただいた、情報ツールが電子媒体を通じてという傾向は、今回の法案にも盛り込まれております。しかし、もともとこの膨大な資料、基礎データを解析していくと、もつと手を加えなければならぬ部分があつたのではないかと私は大変残念に思つておるところであります。

もちろん、これだけの膨大な基礎資料でありますから、中教審にこの資料を提供されたところで、一つ一つを解析していくのは大変困難なことで、この数字を一つ一つ、その背景を分析してい

くことは大変困難であります。私、どうせこま  
で調査をされているのであるならば、文部科学省  
としてはこれをどのように受けとめているのか、  
また、そういった解析、評価等々について検証を  
一定まとしていく必要があるのではないかと  
いうに思うわけであります。

平成二十年度のデータをもとにしてまた来年、  
報告書が提出をされるわけでありませうけれども、  
数字だけを単に書き並べるだけでは、これはな  
かなか読み取ることができません。例えば前回の平  
成十四年度と平成十七年度を単純に比較しても、  
この間には大きく、各自治体で市町村合併とい  
う課題がありました、そのことによつて基礎自治  
体の数も大幅に減り、その流れで施設の数等も大  
きく変化をきています。単純に数字を読むだけ  
で、公民館の数が減った、職員の数が減った、主  
事の数が減ったというだけでは解決できない、い  
ろいろな要因を踏まえて数字でありますから、  
こうした分析、検証について、次回、平成二  
十年度の報告書を出されるに当たつてどのように  
お考えなのか、その考えをぜひ御披露いたされ  
たいと思います。

○加茂川政府参考人 社会教育調査の調査項目、  
その性格については先ほど御説明を申し上げた  
とおりでございますが、これまで、その調査結果  
に基づいて明らかにした課題や問題点について  
は、私どもも必要な分析を行つてきておりまし  
て、関係の施策の検討に役立ててきているところ  
でございます。インターネットについては先ほど  
事例として申し上げたところでございます。特  
に、社会教育として学級、講座、こういった講座  
が開設されているか、受講者の実態はどうなつて  
いるかといったことについては、いろいろ分析す  
べき興味のあるデータも上がつてきておるものと  
認識をいたしております。

ただ、この調査はあくまでも指定統計調査でござ  
いますので、経年、基礎的なデータを蓄積した  
上で、それを社会教育政策全般に役立てていくと  
いう性格のものだと思つております。例えば、特

定の政策課題について調査を行つて、その結果を  
評価、検証して具体的な政策立案に役立てていく  
といった種類の調査もあるかと思いますが、そ  
れとは基本的な性格が異なつておることもぜひ御  
理解をいただきたいと思つております。

○田島(一)委員 性格の違いをとにかく私、申し  
上げるつもりはありません。しかし、やはりこう  
いう基礎データがある、統計調査があるというこ  
とは紛れもない事実として受けとめていかなけれ  
ばならないことである。とりわけ今回こうし  
て社会教育法の改正がされるわけでありませう  
から、そのもととなる基礎データ、統計調査とし  
て、今回の平成十七年度に出された社会教育調査  
報告書というものを、私は、やはり最低限活用し  
ていくベースになるのではないかとこのように考  
えました。

どうぞ、単なる統計調査だ、性格が異なるとい  
うふうにおつしやいますけれども、この数字を、  
単に調査、各教育委員会から出していただいて、  
それで、はい、終わりです、出しましたではな  
く、これをもとにして、実態把握以上に、どのよ  
うな施策が今後、地方自治体、教育委員会等に必  
要なのかという資料として十分にやはり御活用い  
ただきたい。そのことを強く望んでおきたいと思  
います。

さて、この社会教育法でございますが、そもそ  
もこの法律は規制法ではありません。各自治体の  
裁量幅が非常に大きく、政策の内容等も自治体によ  
つて大変大きく異なつております。何をやって  
もオーケー、何をやらなくても決して法律違反に  
問われるわけではない。ですから、各自治体のこ  
の社会教育に対する姿勢というものが問われてい  
る、これが現状ではないかというふうに思いま  
す。

ですから、この場で議論することも大変難し  
いことでありますし、この社会教育法の改正の部  
分では自治体の裁量権に任されている部分が大半で  
ありますから、国でいかに何をするかというのも  
非常に議論しづらい部分ではあります。そう考え

ると、この社会教育を法律できちつと規定してい  
くということに對しても、もう一度原点に立ち  
返つていかなければならないのではないかと私は  
改めて考えるところであります。社会教育を法  
で規定する意義について、そして、規制法ではあ  
りませんから、各自治体においても大変温度差が  
ある、取り組み状況に差があるという現状をかん  
がみて、大臣はどのようにお考えなのか、まずそ  
の御認識をお伺いしたいと思います。

○渡海国務大臣 冒頭ございました話、私、きよ  
う初めて聞いたわけでございます、申しわけご  
ざいませう。委員がどういう意識を持つて  
この御質問をされるか、それに的確にお答えする  
ためにという、私は悪意はなかつたんだらうとは思  
いますが、ただ、率直に委員にお聞きすれば済  
む話でございますから、私からもおわびを申し上  
げたいというふうに思つております。

今、社会教育法の意義ということが委員から御  
指摘がございました。確かにこの法律は、実施主  
体は地方自治体でございますから、そういった意  
味で、何かを縛るといったものではございませ  
ん。また、やらなかつたから何か罰則があるとい  
うものではないわけでございますけれども、これ  
はやはり、国民共通の課題として社会教育とい  
うものをどうとらえるか、また、国民の中でどう  
いう理解をしていただくかというのを法の二条、  
三条等に書いてあるというふうに御理解をいた  
だいたらいんじゃないかというふうに思つており  
ます。

私は、いつも簡単に、これはかたい言葉でとや  
かく言つてもわかりにくいわけで、いつでも、ど  
こでも、だれでも学ぶ機会がある、こういう社会  
をつくつていくということが大事なんだというこ  
とを申し上げておるところでございます。

法律上は、学校教育というのがございますか  
ら、それを除いた部分、あらゆる部分が社会教育  
であらうという認識であり、なおかつ、それを推  
進していくためにやはり国や地方公共団体という  
のは環境をつくつていかなきゃいけない、その環

境を奨励するためにどういふことが考えられるか  
というのを書いてあるのがこの法律であらうと  
いうふうにして思つております。

加えて、温度差があるということがあつたわけ  
であります。これはまさに自主性にゆだねられ  
ているところから来ているというふうに思いま  
す。ここの二、三日、実は、民主党の議員にも  
大変お世話になつておるわけでありませう。こ  
れ一つ見ても、同じ制度でありながら、実は進捗  
状況に随分差がございませう。

温度差というのは、やはり地域の財政状況も考  
えられるわけでありませうし、その地域のいろい  
ろな、議会もありませうし、当然行政もありませ  
う、地域の住民の意識もありますから、そういった  
ことにおいて生じてくるということが一つ考えら  
れるというふうに思います。

そういった中で、やはり我々としては、できる  
だけさまざまな、例えばガイドラインを示すと  
か、また、我が省でいいますと、今、放課後子ど  
も教室というのをやっておりますけれども、これ  
は、子供たちが学校外でいろいろな活動をする  
ときに、地域のいろいろな方々が参加をしていた  
だいて、そして、子供たちがそこで学校では勉強  
できないようなことも実は勉強ができるという場  
を提供しようということで、今一生懸命努力をして  
おります。また、今年度から、支援地域本部とい  
う新しい仕組みを立ち上げておりますけれども、  
こういった中で、いろいろな意味で社会教育とい  
う場が提供される。

そういった施策を国としても講じていくことに  
よつて、社会全体で子供たちを教育していくとい  
いますか、そういったことにも実は人材が活躍し  
ていただけるんじゃないか。こういったことを通  
じて国としてもいろいろな政策を講じていき  
たい。しかし、この温度差というのは、やはり地域  
の皆さんが努力をしていただくということが大事  
であるというふうに私は考えているところでござ  
います。

○田島(一)委員 温度差があつて当然だと受けとめるか、もしくはこの差を埋めていこうと努力するのか、これはやはり文部科学省としての大きな私は責任だと思ひます。広く、どこの地域に住もうとも、いつでも、どこでも学ぶ機会が得られる、これがやはり国民として受けたと思う社会教育の延長線、生涯学習ではないかというふうには思つております。

地域の自主性に任せておく、もちろん、すばらしい考え方、底辺にあると思ひますが、残念なことに、そのことによつて、現実、トップの考え方であるとか、その自治体の社会教育に対する思い入れで、受けられる機会が多いところと少ないところがある。これはやはり大きな問題であり、そこを底上げしていくのが、私は文科省の仕事だというふうには思つています。

とりわけ、近年の財政難等々から、教育予算全体も相当逼迫をまいりました。この社会教育法に基づくさまざまな事業展開は、それこそ自主的に行われている部分でありますから、事業を減らしたところで法律違反に問われるものではない。しかし、学校教育については一定予算も投入していかなきゃいけないからと、教育予算の中でもその分配の比率が近年相当変化をしてきています。学校教育の方に重点を置く余り、社会教育が大変おろそかになりつつある。そんな財政状況等を考へていくと、やはり伴うもの、先立つものとして、予算の確保というものに社会教育担当者は一番頭を抱えています。

私もかつて経験がありました。例えば、先ほどからもお話があつた公民館活動等々では、なかなか事業展開の予算がつかないということで、その事業予算の捻出に本当に苦勞をされています。私なども、それこそ印鑑だけを持っていったこともありました。何をか言わんやです。こうしていろいろな形で予算を捻出し、そして地域の皆さんにいろいろと学ぶ機会を提供しようと主事を初め公民館の職員がいろいろと知恵を絞っているんだけれども、残念なことに、思うようなことにはな

かなか進まないといくじたる思いをいろいろと吐露していただきました。

こうした、予算が大変厳しいという状況、社会教育が結局財政難のしわ寄せを食らつていくという状況をどのように受けとめ、今後どのように対応していくかというふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○渡海国務大臣 委員の今の御指摘、要は、現行の枠組みの中で考へていくか、それとも国全体の予算の仕組み、これは民主党さんも地方分権ということでお出しになつていくわけですね、基本的には地方の自主性に任そうということと地方に財源を持つていく。それは、割り振りの問題はあります。ありますが、自主性に任せるということになりますと、結局は、その中でどういう選択をするかというのは地方の裁量権になつてまいりますね。そういう形の国家を目指すということであれば、これは、我々がやることはある程度限界があるということも言えるわけなんです。

ですから、現在の仕組みの中で、例えば、これは教育予算という中で何を考へていくかという課題だとなれば、確かに学校教育がありますから、こつちにシフトされ過ぎているんじゃないかと言われれば、学校教育の方も苦しいうございいますから、これはやはり子供たちの予算というのを簡単に削るわけにいきませんから、我々としては今やらせていただきたいということをお願いしておるわけでありまして、やはり社会教育というのには大事な課題でございますから、今地財措置でやつておりますから、これは総務省の方ともよく話をしなければいけません、我々として、こういうものは地方財政の中でちゃんと組み込んで、地方にちゃんと交付税措置をしてほしいというのを主張していくことが必要なんだろうというふうには思つております。

それがちゃんと使われているかどうかということになりますと、これはまた地方の問題にならざるを得ないというか、これにまた一々色をつけて渡しますと、結果的には地方分権、地方の自主性

ということにまた反するということになりますから、ここは非常に、これは委員もおわかりいただけると思うんですが、国の形としてどういう国家をつくつていくかというときに、その骨太の議論をしつかりやらないと、なかなか現行の枠組みの中での答えにしかならないということになるということも御理解をいただきたいと思ひます。

○田島(一)委員 決して学校教育に予算を振るなと言つてはいいわけではないので、その点は誤解をしないでいただきたいと思ひます。

それでは、具体的な内容にちよつと入りたいと思ひますが、私の県でも聞き合わせをいただいておりますが、社会教育委員会制度についてでございます。

私、もう古い話であります。平成五年から十年間、地元彦根市の社会教育委員会をさせていただきました。当時は一号議員、二号議員、三号議員というような委員の属性で区分をされておりましたが、地方分権一括法の改正に伴つて、その構成であるとか区分というものも取り払われておりまして、最近ではどういふような方々になつていらっしゃるのか、全体を把握するのが非常に難しい状況になつております。

しかしながら、私がやつた当時もそうだったのですが、学校の校長先生、この方々は当時一号議員という現職学校関係者の枠でお入りになつていたわけですが、現職の学校の校長先生であるとか、元学校の校長先生という先生方が大変多くいらっしゃるわけですね。ある意味、社会教育という学校教育の枠を飛び越えた大変広範な範囲があるんですけれども、どうも教育委員会から委嘱をするには委嘱しやうという環境があるのではありませんか、学校関係者の割合が全国的に見ても非常に多いことがこれまでのいろいろな調査資料等々でもわかり知るところであります。

社会教育と学校教育の独立性というものを考えたとき、この現状等も、私たちは当時から相当課題だといふふうにも認識をしておりましたし、また、社会教育委員会自体が一人一人委嘱されてのこ

となんですけれども、一応合議体という形で社会教育委員の会議というものが設置されて、そこで会合を持つては、さまざまな答申や建議等を議論したりもしていただんですけれども、残念なこと、この社会教育委員の会議自体も、法的根拠がないと申しますか、その存在自体が非常にあいまいなところがあつて、もうその当時から何度か何度もこの社会教育法の条文と照らし合わせながら、我々は何のために集まつているのだらうかというのを自問自答していたことを思い出しているところでもあります。

今、社会教育委員会制度自体がマンネリであるとか形骸化だといふような指摘も、先ほど参考人質疑の笠委員からも御指摘をいただいていたところなんですけれども、どうもあいまいな形でこれは進んでいくように私には思えてなりません。例えば、未設置の教育委員会というの、福井県に始まつて三十五市一町十村、組合立のところに至つては三十一組合といふふうに、任意設置でありますから、設置してないからといつて問われるわけではありませんが、未設置の教育委員会等々もあることを考へると、この地方の温度差、格差といふものが非常に顕著にあらわれている数字ではないかといふふうに思ひます。

予算がほとんどいかに逼迫している中で、この社会教育の重要性を説くフロントランナーとして、本来頑張らなければならぬ社会教育委員会だといふふうに私は認識しているんですけれども、こうした未設置の教育委員会等々への働きかけであるとか、また、社会教育委員のこの制度自体について、どのように評価をされているのか、まともにお答えをいただければと思ひます。

○加茂川政府参考人 何点か御指摘がございましたが、まとめて御説明を申し上げたいと思ひます。

まず、社会教育委員の構成についてでございますが、委員御指摘のように、現在、社会教育委員は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、加えてまして家庭教育の向上に資する活動を行う者、そ

して学識経験者から、個人として委嘱されておられるところまでございまして、学校教育関係者が委嘱されることは法律の事項として規定をされておるわけでございます。

その構成割合を見ますときに、いろいろな分類の仕方があろうかと思いますが、私どもの手元の資料で申し上げますと、学校教育関係者が約一七％、社会教育関係者が四一％、家庭教育関係者が九％、学識経験者が三四％程度といった構成になってございます。ただ、先ほどOB教員という指摘がございましたが、学識経験者の中には大学関係者あるいはOB教員も含まれておる可能性がございますので、学校教育関係者は一七％程度と申し上げましたが、もう少しその数は高いものと考えておるところでございます。

ただ、今申し上げた数字を見ましても、社会教育の独自性が損なわれる、学校教育関係者が必要以上に多くかかわって構成しておいて問題なのかということにつきましては、はっきりそこは断定できないのではないかと考えております。

特に、学校教育関係者、OBも含めましてでございますが、委嘱するに当たりましては、現在社会教育が、社会総がかりで子供を育てていくという課題に直面しておること、大臣のお話にもございましたが、学校内外で子供を育てる際に、放課後子ども教室事業あるいは学校支援地域本部事業が大きな課題で、これに対応していくとします際には、地域との連携、あるいは、よく言われます学社連携の観点がますます重要になってくるわけでございます。これらの課題にも適切に対応ができるふさわしい教育委員が委嘱されることを望ましいと考えておるわけでございます。

こういったことから、社会教育委員の構成についても判断していく必要があるかと思っております。

また、社会教育委員の未設置の自治体についてどう考えておるかというところでございました。社会教育委員は、個人に委嘱されるわけでございますけれども、社会教育行政に広くその地域の意見

等を反映させるという観点、あるいは、社会教育委員としては、その豊富な知識経験を生かしながら、社会教育に関する計画の立案あるいは社会教育に関する諮問に対して答申を提出していただく、さらには、青少年教育に関する助言指導を行うといった広範な役割が期待されておるわけでございます。また、社会教育振興の観点からは大変重要な役割を担っていただいておりますものと認識をいたしております。

この観点からしますと、御指摘のような未設置の県あるいは町村があることも事実でございます。ただ、率を申し上げますと、これは十七年の数値でございますが、都道府県では、この時点で四十六都道府県、九八％設置されておりますし、市町村、少し古い数字になりますが九六％以上設置をされておりますから、数値としてはそれほど遜色ないとは思いますが、社会教育委員、またはこの制度の重要性を考えますときに、私どもとしては、未設置の自治体に対してこの制度の重要性を再度御理解していただくための周知を図りながら普及に努めていきたい、社会教育委員制度の活性化にも努めていきたいと思っております。

具体的活性化の方策としましては、最近の例でございますが、平成十三年の社会教育法の改正の際に、社会教育委員として委嘱される者として、先ほど申しました「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というものを加えたところでございまして、社会教育委員制度についても必要な見直しを逐次行っておりますことも御理解をいただきたいと思っております。

各教育委員会におきましても、社会教育委員の活性化につきましては、研修活動でありますとか、活動内容の広報活動でありますとか、さまざまな工夫をいただいておりますことを承知いたしております。ただ一方で、社会教育委員の構成を見ますときに、平均年齢が高いでありますとか、日常活動が必ずしも活発でないといった課題もあることを承知しておりますので、社会教育委員制

度の重要性を改めて地方公共団体に御理解をいただくことが、十分連携を図りつつ、本来の役割が果たせるように努めていきたいと思っております。

○田島(二)委員 各委員の認識不足であるとかモチベーションの低さ等々も、やはり停滞している原因ではないかというふうにも思っております。どうぞ、地方分権のこの御時世でございますから高圧的な話ではなくか申し上げられないだろうというふうにも思いますが、ぜひ御理解いただける働きかけを進めていただくようお願いをしておきたいと思っております。

さて、この社会教育のステージは、何も文部科学省の所管の施設、公民館等々だけではございません。文科省が所管をしないさまざまな地域の施設等も一定以上の社会教育の推進に大きな役割を果たしていることは御承知のとおりだと思います。

例えば、人権問題等を普及啓発していくために設置をされている教育集会所や隣保館、こちらの方は同和対策事業ということで総務省と厚生労働省等が補助金を出し、人権教育の重要性、そしてまた地域の教育力の向上に一定以上の効果を発揮してきたところでありますが、残念ながら、人権教育の重要性もこの社会教育の中でうたつているにもかかわらず、閉鎖されているケースが大変多く見られます。

こうした施設の存続が、近年、財政難であるとか首長の独断等々で廃止をされていくということは、それこそ社会教育、とりもなおさず人権教育等々がおろそかになりつつある傾向に拍車をかけているのではないかとこのように考えます。

もちろん、所管が違ふわけですから、この縦割り行政の中では踏み込めない課題だということに思いますけれども、どのようにお考えいただいているか、ぜひお聞かせください。

○渡海国務大臣 今御指摘ございました隣保館につきましまして、市町村統合とか、建物が大部分古くなったという、それがなかなか新しいのにかわら

ないといったような事情があるというふうな承知をいたしております。私の地域にもたくさんありますから、よくいろいろな話は聞いております。そして、この館が果たしてきたさまざまな役割というものにつきましてもよく承知をいたしておりますつもりでございます。

ただ、言えますことは、この人権教育ということとは、むしろ非常に幅広い範囲において今と行われていたのではないかなという印象を私は持つております。

人権大会とかそういった、これは隣保館がベースになって発展してきた、そういった催し物にもよく私は出席をいたしますけれども、子供たちからお年寄りまで広く小学校区で行われておりますから、そういった意味では、国際的にも、ただ単に今までは、例えば歴史的社会的事由等ということで説明をされてきたわけでありまして、けれども、そういうことだけではなくて、人間の大事な権利としてのこの人権というものをどういうふうにか、こいうことについては大変大事なことだというふうにも思います。

隣保館との関係ももちろんでございますけれども、そういうことではなくて、この人権教育というものの対して、我が省としてもしっかりと取り組んでいかなきゃいけない、そういうふうにも考えているところでございます。

○佐藤委員長 田島君、質疑時間が終了してまいります。

○田島(二)委員 ありがとうございます。終わりました。

○佐藤委員長 以上で田島一成君の質疑は終了いたしました。

次に、石井郁子さん。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子です。図書館法は、制定されてもう六十年近くになりますが、図書館法の改正という形で出されたのは初めてのことかと思うんですね。それだけに、図書

館の関係者の間では大変関心と期待が高まっていると思います。

もう既に幾つか論点が出されておりますので、きょうは重複しない形で、しかし、確認も含めて図書館問題で質問させていただこうと思います。

まず、司書の問題でございますけれども、今、図書館司書は大学で一体どのくらい養成されているんだらうか、そしてまた、資格を取っているのはどのくらいの方があるのかということ、その方々が司書として公立図書館に採用されているのは一体どのくらいなのかということを、まず端的にお示しいただきたい。

○加茂川政府参考人 司書の養成課程を設置している大学の数でございますが、これは、最新、平成十九年度末現在で、短期大学を含まして二百十九大学でございます。この大学で資格取得ができています者の数でございますが、約九千百名でございます。

ただ、司書の資格を取得する方法は、その大学での養成課程を修了する以外にも、主に社会人を対象とした司書講習において資格を取得する方法がございます。この講習の修了者が約千二百名ございますので、合わせて約一万名が司書資格を取得していると言いうことができるだろうと思います。

このうち、実際に司書としてどのくらい採用されておるかということも御質問いただいたわけでございますが、毎年調査しておるデータが残念ながらございません。

私も手元でございますのは、大変古くて恐縮でございますが、約十数年前になりますが、平成三年の数値で申しますと、公立図書館あるいは学校図書館等の図書館関係職員に採用された者が、この時点で約四百名あることがわかっております。ただ、このときの資格取得者が、母数としましては約八千八百人でございますから、そういう関係で大体現在も比率になっておるのではないかと、理解できるのではないかと考えておるところでございます。

○石井(郁)委員 私は、やはりちゃんと数字は文科省として把握すべきだと思っております。公立図書館にどのくらい採用されているのか、それは基礎データとして必要ではないかというふうに思っております。

ずっとこの委員会の中での質疑でも、司書が少な過ぎるという問題がありましたけれども、現場では、公務員の削減ということで、退職者が出ますと補充されないということになって、司書の資格を持っている方がだんだんやはり少なくなっているということが起きていくわけですよ。一方で、資格を持った人はたくさんいらっしゃるわけですから、何で採用できないのかという点で見ますと、本当に大きな矛盾を抱えているというふうに言わざるを得ません。

さて、司書は図書館にとって非常に重要だということとは、いろいろな方がもう御指摘されました。私も、本当に、司書がいる図書館、いない図書館と一体何が違うんだろうかということを改めてやはり確認しておく必要があるんだというふうに思っております。

このことについて、日本図書館協会から教えていただいたんですけれども、司書の比率が高いところほど、人口当たりの年間貸出点数、貸出密度が高いというんですよ。つまり、やはりそれだけサービスがよく行き届いているということにもなるんです。市町村の、全体の正職員に占める司書率が四九・七％、約五割なんですけれども、その貸出密度は五・一六だと。貸出密度が高い上位一〇％の市町村では、貸出密度が一・九三と全体の二倍以上になるといいます。そこでは正職員に占める司書率も五六・七％、六割に届くかなというところになっていくわけですね。これは、そうしますと、年間で住民一人当たり十冊以上の利用が行われている、そういう状態になるわけで、そういう状態に図書館の機能を高めていくということが非常に重要ではないかというふうに思っております。

図書館の充実にとつて司書の存在、これがやはりサービスという点からも、図書館の機能を高めるといふ点からも、本当に急がれる重要な点だということについて改めて認識を伺っておきたいと思いますが、いかがですか。

○加茂川政府参考人 司書という専門的な職員が図書館の役割において大変重要な位置を占めておるといふのは、委員御指摘のとおりでございます。

特に、図書館がその地域の知の拠点としての役割を果たすことがますます高まってきたことから、専門性を備えた司書が、多様化、高度化する利用者のニーズに適切に対応して、その専門的な知識や経験を十分に発揮することがますます求められておるんだと思っておりますし、役割の重要性については多言を要しないと思っております。また、一般的にでございますが、司書が配置された方が図書館におけるサービス向上につながる、利用者にとつてメリットが大きいというのも御指摘のとおりだと思っております。

私どもの資料としましては、具体的にどういうサービスが司書の配置によって向上しているのか、または配置されないことによって劣っているのかといった、その明確な相関があるデータは持っておりませんけれども、一般論としては、おっしゃるように、司書を配置する方が、利用者の観点に立つてサービス向上等メリットが大きいことは御指摘のとおりだと思っております。

○石井(郁)委員 私は、この点でも文科省としてきちんとしたデータに基づいて、図書館の機能を高める司書の有効性、有用性ということについてはやはり議論をしていただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、司書のいる図書館ほど実は障害者サービスも充実しているんですね。図書館の障害者サービスということとして音声資料の作成、対面朗読の実施などあるようにですけども、音声資料を作成している図書館は全国で三百二十一館です。これは全体の一〇％。対面朗読サービスが五百十二館で一七％。この程度にとどまっています。

いるわけですよ。これでは到底障害者の皆さんにサービスしているということにならない。しかし、大事なことは、ここでも、そういうサービスが実施できるところはやはり司書の配置率が高いところになっていくということなんですね。六〇％以上の図書館がほとんどです。

今図書館では、子供の調べ学習、例の総合的学習時間ということが導入されて、一層そういうことにもつながる、イベントの開催なども求められている、さまざまな機能があるわけですが、ぜひこの障害者サービスということにも留意をしていただきたい。その点でも、サービスを担う専門職員、図書館司書、これはもう絶対欠かせないわけですね。公立図書館にそういう点からも配置するというのを再度求めたいと思います。

この点で、私は、この審議の中でも出されました、文科省の図書館の在り方検討協力者会議の「これからの図書館像」というのを見ましたけれども、言葉としては大変いいことを書いています。すよね。例えば「困ったときには図書館へ」、「分からなければ司書に訊け」とあるんですよ。そして「役に立つ図書館」と。やはり司書がいらないということは放置できないじゃないですか、そうなる。本当に司書を配置するという決意で臨まれるのかどうかということで、再度伺いたいと思います。これはいかがですか。

○加茂川政府参考人 先ほどの御説明の繰り返しになりますが、司書の持つております専門性を十分に果たしていただくことが、図書館奉仕、図書館における利用者に対するサービス向上につながることは共通の認識を持つておるつもりでございますし、図書館に司書が配置されることが望ましいという観点から、私どもも、いわゆるその望ましい基準を持って、各設置者であります地方公共団体にその取り組みを促しておるところでございますので、引き続きこういう努力を続けてまいりたいと思っております。

○石井(郁)委員 次に伺いたいのは評価に関してでございます。これも新設の条項になっている



書等が受講することによりまして、地域社会の課題でありますとか、それに対する行政施策、手法、地域が求める情報内容、あるいは図書館サービスについての発展性や可能性、情報技術、さらにはコスト意識を含む経営能力を身につけることが期待できるものと考えておりまして、これらは、これからの図書館に求められる課題について適切に対応できる能力を、特に指導的立場にある図書館職員に身につけることができる有意義な事業だと思っております。

○石井(郁)委員 時間もありませんので、少し短目に答弁いただきたいんですけども。

専門講座というのは東京での開催しかなくて、勤務経験七年以上の方が対象で、中堅の方とおっしゃったけれども、現場では七年という、もうベテランの域だそうですね。これでは本場に現場のスキルアップにつながっていないんじゃないかという声もありますので、この見直しが必要じゃないかということですね。つまり、都道府県でもっと実施ができるようにしなければいけないという問題。

それから、研修には図書館の関係団体、民間団体などもっと関与してもいいのではないかと、また、ゆだねてもいいのではないかと、あるいは協力してもらうということがあってもいいのではないかとありますが、その点でちよつと簡便にお答えください。

○加茂川政府参考人 このたび、社会教育施設の専門的職員について国と都道府県に研修義務を課しましたのは、国がすべて研修をやる義務を負うのではなくて、都道府県とも連携をしながらという趣旨でございますので、委員御指摘の観点も踏まえたものと御理解をいただきたいと思っております。

また、民間団体もさまざまな研修機会を提供しておるようでございますので、必要な連携につきましても、基本的には、研修の実施、任命権者である地方公共団体の責任者の判断のもとに適切な連携を図られることが望ましいと思っております。

でございます。  
○石井(郁)委員 もう時間が参りましたので、最後に大臣に、今後の図書館のあり方、今後の充実について御決意を伺いたいんです。

子供のときから図書館に親しむ、大人になったらもちろん図書館を利用する、やはりこういう社会にぜひしたいな、すべての人がそれが可能になるようなこういう図書館であリたいというふうに私は思っております。ぜひ大臣のこの点での御決意を最後にお聞かせください。

○渡海国務大臣 これは委員のおっしゃるとおりだと思います。

地方分権の時代ですから、先ほどの田島委員との議論にもありましたように、どこが地方が責任を持つて、国として何をやるかという、まださなる整理が必要だと私は思いますけれども、地域の知の拠点として、より機能が発揮されるように、我々もより振興の努力を図っていききたいというふうに考えております。

○石井(郁)委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了いたしました。

次に、日森文尋君。

○日森委員 私は、二点について、大臣に確認だけさせていたきたいと思っております。

この間の委員会の議論の中で、いろいろありました。ありましたけれども、基本的に今回の法改正が、国、地方自治体を含めて行政が社会教育について介入するようないことがあつてはならないというのが私たちの思いでありまして、その意味では、本間に住民の側の、教育する側の自主性をしっかりと重んじていくということが基本でなければならぬと思つております。

その意味で、今回の法改正が、教育委員会、公民館、図書館、博物館、これらの活動を通じて、国や地方自治体の行政組織が国民の権利である学習、その内容や家庭教育に介入する意思はないんだ、あくまでも社会教育が発展をしていく基盤整備にしっかりと行政は取り組んでいくんだ、そう

いう趣旨であるというふうに私たちは理解をしていくわけですが、これで間違いがないのか、大臣はどうお考えなのか。一点目、それだけお聞きしたいと思つております。

○渡海国務大臣 委員がおっしゃるとおりだと私は考えております。

つけ加えますと、特にこの前、家庭教育の議論が何点かございました。これは、しっかりと法律にも、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、その支援に努めるということが書いてあるわけでございますから、私は、家庭に介入をするということにはできないことであるし、そういうことにはならないというふうに理解をいたしております。

○日森委員 仮に、そういう流れあるはそういう兆候などがあつたときは、これはもちろん市民の側もそうですが、そういう法をしっかりと堅持する立場で厳しくチェックをしていって、公平中立、そして国民の学習権が侵されないようなそういう指導をしっかりとするように、お願いをしておきたいと思つております。

二点目は、私は前回の質問でも、ちよつとくどいように財政の問題について質問させていただきました。もちろん、大臣も大変頑張つていらつした。そして、それに対して、どこかの省がつまらぬ反論を、我々から見るとつまらぬ反論をして、本間に教育行政、その基盤づくりをしっかりとやっていこうということがなかなか困難になるような、そんな展開もあるようです。

しかし、きょうの参考人の皆さんの御意見を聞いても、例えば図書館、余りにも少ない、恥ずかしいくらい少ない。特に、村、町に行つたら、これはもう、本来、公民館もそうでしょうが、コミュニティの中心となつていくし、同時に、そこで情報を知りあひは発信していく、そういう拠点である図書館そのものがないとかいうことが随分明らかになつて、各参考人の皆さん方も、これは何とかしなきゃいかぬということをおつしやつておりました。

それから、先ほどの質問にもありましたけれども、司書もいない。こういうことをしっかりと実現していく。公民館でも、ちゃんと主事を置いて、しっかりとした地域の拠点、コミュニティの中心としての役割を果たしていく。

これは、お金の問題を除いてはできないことだと思ふんです。これは最初に、この前の質問のとき申し上げたけれども、すばらしい絵をかくても、それを裏づけする財政的な基盤がないとこれは絵にかいたもちになつてしまふじゃないかとにかくということをお願いするんですが、その意味で、大変御苦勞なさると思ふんです。私たちが全面的に応援したいと思ふんですが、この間の答弁では、これは自治体ができることというふうな話だけで、なかなかお金の話をしていただけなかつた。非常に残念なんです。とりわけ自治体における社会教育の発展、これは断固として実現するぞ、そういう強い意思があるならば、社会教育の制度的枠組みの充実と同時に、その財政基盤の拡充にも国としてしっかりと努力をしていかなければだめだということに思つております。

その決意を、もちろん、ここで決意されて、どこかに行くと、違う違う、出さない出さないと言ふ連中もいるから大変かもしれないと大臣としてのそういう思い、決意をぜひ語つていただきたいと思つております。

○渡海国務大臣 私は、今、これから大きな課題を抱えているわけですが、その中で思ひますのは、これが必要だ、そのために頑張る、そしてこれだけやるんだと、各分野こういう声を上げるのは簡単なことであります。しかし、国家全体の財政、国と地方の関係、こういうことも含めて、我々は政府として責任を持つていっていることにもまた事実であります。その中で政策選択を何に振り向けていくかという、この部分、限られた財源でありますから、やはり、そのときに我々はどういう物の言い方をしていくか、何を主張していくか、こういう話になつてくるんだと思ひます。

それで、ここからが先生に対するお答えでございますが、私は、教育というのは国民全体の問題であり、国家にとって大きな未来への課題であるというふうな考えておりますから、そういった中で社会教育というものをとらえて、そして、広く国民が、地域において、日本の社会で格差がないように、常に図書館のサービス、また社会教育のサービス等が受けられる、そういった環境をつくり上げていくというのは、我々文部科学省としていたしますか、私からすれば文部科学大臣としての責任といえますか使命であらう、このように考えておるところでございます。

○日森委員 ありがとうございます。

必要な道路は着実につくると言っているけれども、必要ならつしやいます。国民生活にもつと必要な社会教育の基盤整備は何としてもやり切ると、その道路何とかという方々を上回る決意でぜひやっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 以上で日森文尋君の質疑は終了いたしました。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。石井郁子さん。

○石井(郁)委員 本法案は、二〇〇六年十二月の教育基本法の改定を受け、新たに規定された生涯学習の理念(第三条)、家庭教育(第十条)、学校、家庭、地域住民等の連携(第十三条)などを社会教育法等に明記し、社会教育分野での具体化を進めるものです。

法案では、三法案ともに学習の成果の活用が強調され、その具体化として学校支援地域本部などが挙げられています。自由で自主的、自発的な学びが制限され、行政が地域住民の学習内容にこれと枠をはめるようなことになりかねません。

また、家庭教育に関する情報の提供を教育委員会の事務に追加し、図書館にも「家庭教育の向上に資する」など規定しています。これは、家庭教育という私事に教育行政の関与を強めることになり、特定の価値観に基づく家庭教育の情報の提供につながるおそれがあります。

法案には、規制緩和の一環として、補助金交付の際の社会教育委員の会議への意見聴取について、他の審議会等にかえることができるとしています。他の審議会にかえることができれば、任意設置である社会教育委員の廃止が進み、現状でも進行している社会教育行政の生涯学習を担う首長部局、一般行政への移管をさらに加速させるものです。

社会教育法第三条第一項は、国と地方公共団体の任務として、「社会教育の奨励に必要な施設の設置など」、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」としています。しかし、この役割を十分に果たし得ていない現状にあつて、行政に都合のいい学習の成果のみが強調されれば、全体として社会教育の縮小の方向に向かわざるを得ないことを指摘し、反対の討論とします。

以上です。

○佐藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、社会教育法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 ただいま議決いたしました本法案に対し、鈴木淳司君外三名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民

連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。高井美穂さん。

○高井委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加にこたえていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること。

また、その際、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。

二 生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。

また、その際、自発的意思で行われる学習に対して行政の介入とならないよう留意すること。

三 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。

四 生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、様々な生涯学習・社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための改善等を図ること。

五 地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

なお、その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

六 社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

七 社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海文部科学大臣。

○渡海国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。（拍手）

○佐藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会